

平成16年 2月12日

第8回

「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録

文京区企画政策部

「開 会」(18:37)

森田会長 皆さんこんばんは。定刻を少し過ぎましたけれども、第8回「文の京」の区民憲章を考える区民会議を開会いたしたいと思います。

最初に、委員の出欠につきまして、事務局の方からご報告をお願いいたします。

久住幹事 こんばんは。寒い中お疲れさまでございます。

委員の欠席のご連絡はいただいております。遅れるかもしれませんが皆さんいらっしゃると思います。

それから、本日の席上資料ですが、お手元の一番上に、第8回「文の京」の区民憲章を考える区民会議の次第。その下に、第6回「文の京」の区民憲章を考える区民会議録。最後に、資料第25号といたしまして、1月26日までに、佐藤委員及び藤原委員からお寄せいただいたご意見を、一覧としたものを載せてございます。

なお、一昨日こちらの方からお届けいたしました、資料第22号「文の京」の区民憲章についての区民会議の提案、それと、資料第23号区民憲章「中間のまとめ」項目変更一覧、資料第24号の資料第18号についての意見等の一覧につきましても、事務局で予備を用意してございますので、本日お持ちでない方についてはおっしゃっていただければと思います。

資料等につきましては以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。それでは、お手元の次第に基づきまして審議を進めてまいります。

まず、次第で言いますと2になりますが、第6回「文の京」の区民憲章を考える区民会議会議録につきまして、これも事務局からご説明をお願いいたします。

久住幹事 まず、第7回会議録につきましては、大変恐縮でございますが、現在調製中となっております。来週前半を目途に委員の皆様方にご郵送させていただく予定でございますので、ご検討をいただければ幸いです。

それから、お手元の第6回会議録につきましては、1月30日までに内容のご確認をいただいております。本日から、2階の行政情報コーナーの方に配備してございます。

それから、前回傍聴の方から、またアンケートをいただいておりますので、こちらでご紹介をさせていただきたいと思います。

その他の意見ということで、議会は各セクターの中でも重要なセクターの1つであるということ。区民憲章全体を熱心に検討されているのですから、本区民会議としての案をまとめ、提示すべきと考えます。議会の案と、どちらが優秀なのか、理想的なのか勝負してみたいかがでしょうかということで、アンケートをいただいておりますので、ご紹介させていただきます。

森田会長 ありがとうございます。

大いに頑張っていきたいと思います。

それでは、次に次第3の「文の京」の区民憲章についての区民会議の提案（中間のまとめ）についての検討に先立ちまして、事務局から資料の内容についての説明をお願いいたします。

久住幹事 そうしましたら、審議に差しさわりのないように、かいつまん、またその項目になりまして質問があれば事務局から補足をとということで説明をさせていただきます。

前回、資料第18号を皆様方にご検討いただき、また個別にご意見をいただきました。本日お示しをさせていただきますのが、資料の22号として、「文の京」区民憲章についての区民会議の提案ということで、（中間のまとめ）案という冊子になってございます。この間をつなぐものが、資料24号及び資料23号となっておりますので、18号の変更点を、23号、24号で、概略について事務局の方からご説明をし、それによって22号ができ上がってきたということで経過をご確認をいただければと思います。

まず、23号の方をごらんいただきたいと思います。前回18号の中で項目立てをいたしました、検討していく中で、大きく2つの点について検討をしました。1つは、第7章の協働・協治の推進のところ、原則というのがこの7章のところにあるものですから、第2章の基本理念と重複感があるということで、7章に規定をしておりました原則につきましては、第2章の基本理念の方に移行をするということが1つ。

それからもう一つは、第7章を、原則として、協働・協治の社会の創造のための手段ですとか手段を規定することとして、今申し上げましたように原則的なものは2章に移行をして、その分2章がふえたということ。それに伴いまして、第6章で規定しておりました行政情報の共有及び説明責任6-4、6-5というものを、これは手続の範疇ということで、資料第22号では7章の方に新たに移動させて章立てをさせていただきます。

それ以外の、こちらの23号で示していない部分については、変更等加えておりません。

それから最後ですけれども、前文の方で最高規範性を宣言としていたんですが、最後の協働・協治の推進のところ、一番最後に最高規範性を明示するため、尊重義務としての項目を新設してございます。大きな変更の考え方と、個別のものについては資料第18号の左の矢印のところの変更となっております。

一部訂正なんですが、資料第18号と書いてございます一番最初の四角枠、第2節基本原則の2-2-3、対等な立場の尊重が、右矢印で2-2-1となっておりますが、これは1行上に上げていただいて、情報の共有の原則を2-2-1ということで変更してございますので、ご訂正いただければと思います。

もう一つ、第6章、6-5説明責任ところが、7-1-4（区の説明責任）となっておりますが、こちらは7-1-2の間違いでございますので、お手数ですがご訂正ください。

それから、資料第24号ですが、これはお読みいただければと思いますが、佐藤委員と藤原委員からいただきましたご意見について、どのような形で対応したのかということをお右端に、それが

らいただいたご意見の概要については真ん中にお書きしてございます。いただいたご意見につきましては、資料で全部お示ししてございますので、資料第25号をごらんいただきながらお読みいただければと思います。

基本的なところといたしましては、ガバナンスの考え方を協働・協治ということで統一をいたしました。それから、協働・協治の社会の創造ですとか、新しい公共社会というような言葉がさらに出てきたんですが、ここの部分につきましては、協働・協治の社会の創造、もしくは協働・協治の社会を創造するというような言葉として整理をしてございます。あとは資料としてお渡ししてございますので、こちらからの説明は以上とさせていただいて、また疑問点等が出てきた段階で、こちらからご説明するというようにさせていただければと思います。以上でございます。

森田会長 ありがとうございます。

それでは、この中間まとめの内容についてのご検討をいただきますが、本日の進め方につきまして、何か、委員の方からご意見等ございますでしょうか。ご意見ご提案がございましたらお申し出いただければと思います。

特にございませんようでしたら、それでは、既にペーパーでご意見を提出していただいた方もいらっしゃるかもしれませんが、初めの方から順番に、少しずつご意見を承ってまいりたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(異議なし)

森田会長 それでは、初めがこの前文でございますけれども、いかがでございましょうか。

久住幹事 お考えいただいている間に、事務局から簡単に補足いたします。

18号では、前文1案、2案となっておりました。基本的に1案を支持をしたいというご提案がございましたことと、それから、下から2つ目のパラグラフで、「このような文京区内の多様な主体が」というところから、「自治の理念として掲げます」というのが2案にあったんですが、こちらの方を1案に加えれば非常にすっきりするのではないかという指摘がありましたので、このような形となっております。

森田会長 スケジュールから申し上げますと、きょう最後のご意見をいただきまして、基本的にいただいたご意見を反映する形でこの中間まとめを固められればと思っております。そして、もちろん中間まとめですから、最終的なものはさらによくしていく必要があるわけですし、よくできる機会もあるわけですが、これをパブリックコメントにかけまして、むしろこの委員の方以外の、区民の方からも意見を伺って、そしてよりよいものにしていきたいというふうに思っておりますので、そういう観点からご意見を述べていただければと思います。

どうぞ、佐藤さん。

佐藤委員 この前文は非常に気に入っているんですが、条例にする場合、「私たちは……思っています」という形で、前文ならこういう「思う」というような表現も許されるのか、あるいは

法技術的にその辺が可能なかどうか、技術的な観点からのアドバイスを事務局にお願いしたいと思います。

久住幹事 その辺は会長、副会長の方が数段お詳しいと思いますが、確かに「思っています」というのは余り見かけないかなという気はしております。ただ、ここまで、この中身そのものは区民の皆様方がお書きになった部分を、いろいろここで直してきたということもありますので、パブリックコメントにかける前に、余りまとめたものになるよりは、区民の思いとしての声ににじむようなものの方が、かえって区民の方からもご意見をいただきやすいのかなというふうな、基本的な事務局の考えがありまして、確かにおっしゃるとおり「思っています」というのがどうかなという議論は事務局の方でもあったんですが、今後条例にするときには、少し整理をしていかなければいけないかもしれませんが、これはこれとして、今の段階ではいいのではないかなというふうに事務局では考えております。

森田会長 それと、四角の枠の中も全部文章はですます調になっております。余りそういう法律というか条例は見かけないということもございまして、これはむしろ区民の方に発信するメッセージだというふうに理解していただけるかと思えます。それでは、この前文の部分はよろしゅうございますでしょうか。

名方委員 私は非常にいいと思うんですけど、細かいところで恐縮ですけど、第2パラグラフのところで、「区民一人ひとりが自律した存在」というふうに書いてある。それはそのとおりなんですけど、私がいつも使うのは、この自律というのは律するですよ。「・自立」と両方使えばいいんじゃないかと。僕はいつも両方使っているですよ。つまり、セルフコントロールと、それから、自立というのはインディペンデンスという、両方の意味を言った方がいいんで、その後を見ると、「自己決定・自己責任」とあるので、もしよろしければ、この自律の後に「・自立」というふうにしてもいいのかなと。ちょっと言葉として、そんな細かいことを言わなくてもいいという意見もあるので、ちょっと参考までに。気になったものですから言っておきます。

森田会長 ありがとうございます。

この辺は、私はごもっともだという気もいたしましたが、いかがでございましょうか。

齋藤副会長 先ほど久住さんの方から説明がありましたように、区民の方々に中間まとめとして発信するという観点からまとめておりますので、法技術的にこうじゃないとおかしいというようなところは、ぎりぎり、最後までは詰めておりません。それはこの最後に至るまで全部そうなんです。今の自律のところについて言えば、たしかに、余り「自律した存在」というのは、日常用語でも余りないかもしれないです。むしろ両方があるいは立つの方がいいのか。その辺はご意見を伺ってということになります。

森田会長 今の名方さんのご意見も反映するといたしましても、こちらの「自律・自立した」というのも、ちょっとこれも日本語としてややおかしいかなという気がしますので、何かこうす

ればというご提案があれば。

沼沢委員 実はこの表現は、それほど私も意識して読んでいなかったのですが、現在のこの基本構想には、「区民一人ひとりを人格的に自律した存在として」と、やや類似した表現があって、この律するの方になっています。基本構想の中には、さらに立つという自立を支援するというふうな項目が、また基本構想を貫く理念として掲げられています。自分で律するのか自分で立つのかという概念規定を言い始めると、そういうふうな使い分けで律すると立つを使い分けるということになって、実はなかなか自分で立てないいろいろな状況がある人にとっては、自分で立つというふうな表現をされると、その人にとっては厳しい見方をされるおそれがあるのかなというような場合も、事務局の検討の中ではそんな議論もしてみました。ただ、そこはちょっとまだ、一つ一つの言葉をどういうふうな意味合いで使うか、もう少しいろいろパブリックコメントをもらって検討してもいいのかなという、今後の検討課題の中に入れてもいいのかなというような、私はそんな感じがしております。

森田会長 いかがでしょうか。

名方委員 いや、ぱっと思っただんですけど、例えば独立したという言い方にかえれば、ちょっと趣旨は違いますが、言葉としてはすっきりいくのかなという。というのは、僕がいろいろなところで書くときは、いつも「自律・自立」とあえて使っているんですよ。そうしないと、「じりつ」の意味が、日本だとどっちかなんですよ。やはりインディペンデンスで自分が頑張るというのと、きちっと規律的なものでコントロールするのと両方ないと、本当の「じりつ」にならないだろうみたいなことがあるんであえて言っているんですけど、言葉的におかしいならば、例えば独立にしたとか、言い方でもいいのかなと。それは時間がもったいないので、会長に判断をおゆだねしますが、そういうことだけ申し上げておきます。

森田会長 細かい文章表現の調整等は、委任を受けることはやぶさかではございませんけれども、内容にかかわることにつきましては責任もございますから。どういたしましょうか。とりあえず今沼沢委員の方からございましたように、これでパブリックコメントにして聞いてみるというのも一つの案かと思いま。よろしゅうございますでしょうか。こういう議論があったということは記録に残しておいて、またパブリックコメントが出た後でお諮りしたいと思います。

それでは、次が総則ですが、こちらは第1案と第2案が出ております。これはいかがでございましょうか。

佐藤委員 僕は意見の中で第1案の方を支持したんですが、その第1案と第2案の考え方の違いがよくわからなくて、これは1案と2案に分けるほどの何か差があるのでしょうか。

森田会長 事務局お願いいたします。

久住幹事 事務局でもちょっと議論をしたんですが、書いていただいた部分が2つあったということと、中身的にそれほど変わっていないんですね。ただ、1つは、余り1つにまとまってい

るというようなイメージを区民の方にお持ちいただくよりは、2つぐらいの中で選べるのねというような、漠然とした思いをパブリックコメントの中でかけてもいいのかなというぐらいのところで、あとは、どちらも甲乙つけがたいという部分もちょっとありましたので、この中でどちらがということであれば構わないんですが、事務局としてはちょっとまだ決め切れなかったので、パブリックコメントをかけるのに2案併記でも構わないかなというような思いでいるところです。

佐藤委員 何か考え方の違いがあるのであれば、2説あって、両方の考え方がありますというのはわかるんですけども、もしそういう違いがないのであれば、むしろ統一的な案として提示した方がわかりやすいのかなと思います。いかがでしょうか。

菅沼委員 今言われたように、確かに2つの案を出したらちょっと迷うんじゃないかと思うんですよね。この第1案と第2案のいいところを組み入れて、それで1つのものにしたらどうかというふうに思うんです。

そのいいところというのは、2案の方の3行目のおしまいの方、「真に潤い」というところで、そこから最後まで。この間に「安らぎ」それから「文化的」というものを入れて、それを第1案の下から2行目、「真に文化的で幸福を実感できる」という所以下を全部排除して、これを入れておくということにしたらどうかという考えです。

森田会長 「文化的で」は残すんですか。

菅沼委員 そうです。

森田会長 「文化的で潤い・安らぎ・豊かさを実感できる持続可能な地位社会」という。

菅沼委員 そうですね。非常にうまくできていますので、この上と下をかみ合わせると、もっといいものになるんじゃないのかなという気がします。

松本委員 「幸福を実感できる」のところを具体的に書くということですね。

菅沼委員 そうですね。

森田会長 今のご意見いかがでしょうか。

それでよろしければ比較的容易に一本化できる話でございますけれども。

佐藤委員 それともう1点、各主体というのは、第1案の方だといきなり出てくるんですけど、これは後ろの定義の方に各主体というのが出てくるからこれでよしとするのか、あるいは第2案のように列記するののかという、そのあたりも統一をとっておいた方がいいのかなと思います。

森田会長 はい。そうすると、「この条例は、文京区の自治の理念としての協働・協治の考え方を明らかにし、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の権利と責務、さらにそれらを有効に」と、そういうふうにするということですね。

佐藤委員 「権利と責務」の文言が続いて大丈夫ですか。

斎藤副会長 それは厳密にやろうとするとややこしい話になります。区役所にあるのは権限であって、区民や町内会のような権利は区役所は持っていません。従って、各主体というのがか

たいというのであれば、2文の方の区民以下を生かして「明らかにし、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者及び区の協働により」とつなげた方がいいのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

森田会長 「協働により」をどこまでつなげるわけですか。

佐藤委員 各主体でも構わないんです。合意がとれればそれでもいいと思います。どうでしょうか。

藤原委員 藤原です。私は、自分で出しておきながら何ですが、すっきりさせるためには第2案を支持します。それで、第1案の方は附帯意見というか、要するに何でこんな長ったらしいものを書いたかということ、主に区民の権利をちょっと訴えたかったということなので、それを下に意見として出していただいても結構です。

森田会長 今の区民の権利とおっしゃると1案の方ですか。

藤原委員 いえ、基本的には2案を支持するんですが.....。

森田会長 支持して、1案の「権利と責務」を加えるということですか。

藤原委員 その辺を基本的な考え方のところに出した方がすっきりはすると思うんです。余り長くなると読む気がしなくなると思うので。

森田会長 というご意見もございましたけれど、全く今までと違うご意見でございますけれどもいかがですか。

吉田委員 吉田でございます。僕も全く今の藤原さんと同意見でして、文案的には前にあるのが実にすっきりして、「目指すべきは真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる地域社会」というところも非常にいいと思うし、ですからこれは中間まとめということなので、この原案どおり両方の案を一応提示して、選択の幅として、私は原案どおりでよろしいかなと思います。

森田会長 というご意見も出ましたが、先ほど一本化をすべきというご意見をサポートされた方はいかがでございましょうか。

菅沼委員 2案を出して、こっちがいい、こっちがいいと選んでもらえばなおさらいいと思います。

森田会長 ご意見としてこれなら1つにまとめられるじゃないかというのであれば、それもよいと思いますけれども、私の印象としましては、第1の方はかなりかたい感じの書き方になっていまして、そのかわりに、基本条例という性質からしますと、何を指して何を書くかということが割とはっきりするかなとおもいます。

第2案の方は、主体の方は中身がはっきりしておりますけれども、それ以外は基本的な事項を定めという形で、権利義務を書くとか仕組みを規定するとかという話がないわけですから、その意味で言いますと、ちょっとふわっとした感じのやわらかい感じがします。目的ですから、また条例にするときはもう少し用語を精査しなければいけないと思いますが、中間まとめの方向を出

すとしては両方の考え方もあり得るのかなという気がします。

それでは、これは両案併記でよろしいですね。

次の定義はいかがでございましょうか。

菅沼委員 この1 - 2の定義、各主体の中に、「区民、地域活動団体、それから非営利活動団体、事業者及び区をいいます」と言うんですが、この地域活動団体には町会も入るわけですね。そうすると、町会も非営利活動団体なんで、これをどうするかということがあります。

森田会長 町内会の方は上に、地縁による団体と同時に、地域活動団体の中で名前を出して定義してございますが。

菅沼委員 両方を一緒にしたらどうかということです。そうすると、非営利活動団体というのがよくわからなくなるというのであれば、これはNP を指されているのではじゃないかと思うんですが、非営利はみんな同じですから、例えば特定活動団体とすればよいと思います。つまり、町会も地区対もほとんどの団体が全部非営利団体だということなんです。だからここに別々に分けることはないのではないかと。強いて分けるならば、その地域に根差した団体が町会であり、地区対であり、あるいは諸団体である。それでNP の方は、公益の団体とする。要するに特定の活動ができる団体ということだと思います。非営利というだけに絞ってしまうと、町会は逆に言えば相当利益を上げているのかというふうに誤解されます。

森田会長 確認させていただきますけれども、表現として、この非営利活動団体という言い方が問題であるというふうにご指摘なのか、そもそもこれを2つに分けること自体が、その必要はないのではないかとのご意見なんでしょうか。

菅沼委員 後の方の意味です。

森田会長 この辺につきましては、前回も少しそういう議論があったんでございますけど、いかがでございましょうか。

久住幹事 事務局から補足というか、分けた経過をご説明します。

文京区の場合町会、町内会の活動が活発であること、それから、これまでの歴史の中で、町会が地域の活動を大きく担ってきたという意味合いがあるということで、この基本となる考え方は12ページのところに入れてあるんですが、「地域活動団体は、協働の主体として、区の歴史とともに活動してきている団体です。これは、文京区の特徴の一つとも言え、この条例の特徴ともなりえらと思います」というご意見もいただいております。

もう一つは、NP の活動が活発になってきて、区のアンケートの中でも、これから公的なサービスを担う団体として期待しているという区民の方は50%近くにも上っているということで、そういう意味で、菅沼委員のおっしゃるように、分けなくてもいいのかなというイメージもあったんですが、文京区の特徴として町会の活動が活発であること、それからNP の活動が今後期待されているということからすれば、あえて特色として分けていくことが特色を生かすような形

になるのかなということで分けた経過になっていますので、その辺を踏まえてご検討いただければと思います。

今井委員 そうしましたらこの地域活動団体には、括弧して「町会」というような名前を入れたらどうですか。あるいはまた、非営利活動団体はNP というような説明をつける。

括弧してね。わかりやすくしてはどうかということです。

文京区には町会連合会というのがあるんですね。それを考えますと、その方がわかりいいのかなという気がしたんですけども。

斎藤副会長 その点は、地域活動団体という名詞には括弧書きはついておりませんが、1 - 2の定義の中で、町内会、地縁による団体などということを入れて、前回よりは明確化を図っています。それで非営利活動団体の方にも、特定非営利活動法人というのは、これNP 法の基のの法人ということで分けているんです。

ただ、そうではあっても、確かに菅沼委員がおっしゃるように、じゃあその地縁よる団体、あるいは町内会は非営利ではないのかと言われると、それは厳密に言えば、それも非営利活動団体でございますから、その特性はここでは表記はされていないということになりますね。そこを何か違った観点で、自治のための組織で、別に営利を図っているんじゃないということを入れるとすれば、これは前回事務局とご相談した後でちょっと思いついたんですが、団体という同じ名前を使わずに、地域活動団体の方を、地域自治組織という名前を使う。そうすればきちんと分けられるんじゃないかという気がします。

高北委員 地域活動団体というのは、町会だけではないと思います。地区対もそうですし、ほかの団体もあります。もちろん文京区の中では町会が主立った活動をしていらっしゃるんですけども、でもそのほかの団体もあるということはどうぞ頭の中に入れていただきたいと思います。そうしましたら団体でいいと思います。もともと地域活動団体の皆さんは、非営利ということはもう十分に、そこを地域活動団体と言っただけで非営利ということは、イコール、それはわかっているのですから、あえてここで非営利とうたわなくても、それはもう認識されていることだと思いますけど。

菅沼委員 非常に結構ですね。

名方委員 これを議論すると終わらないと思うんですけど、こうしたらどうですか。非営利活動団体をNP 団体にしたらどうですか。というのは、これが出て、最初に僕が見たときに、なるほどなと思ったんです。わざわざ分けていらっしゃいましたよね。もともとの区の案としては、ということは、その前提を想定すれば、勝手に解釈すれば、やはりこれからは、NP 団体なんかをある程度育てていって、彼らが、今までの町会やいろいろな組織でない、やり切れないところを任そうと。もっと言えば、公的サービスを要するに民営化するときに、いわゆる今までの町会だけではなくて、新しいものを育てていこうという背景が要するに区の方にはあったと思

うんです。それだったら、僕なんかNP としてはそれは乗ったっていいなと思っているわけで、反対する人もいますけれどもそれは置いておいて、そういう意味では、あえて分けていただけるなら、じゃあNP と言ったらどうなんですかというのは逆に。そうした方がわかりやすいと思いますけれども、いかがでしょう。

吉田委員 吉田でございます。実は、今回会議の前に12月の議事録をよく読んでまいりました。そうしましたら、町内会は区政との車の両輪であるという発言があったり、あるいは、沼沢部長は、今や町会抜きに区政は考えられないというような発言をされたと思うんですが、私の理解では、やはり地域活動団体ということをあえて分けて項目を立てているのは、やはり協働・協治を進めていくに当たって、地域活動団体の活動というものがやはり一番重要なんだろうというふうに思うんです。とりわけその中で町会というものの役割が大きいんだというふうに理解しますので、むしろどなたかのご意見にもありましたように、町会であったり自治会であったり、あるいは地域を単位とする防災の班、組織みたいなものを、むしろここに具体的にわかりやすく書き込んだらいいのかなというふうに思います。

非営利団体については、NP であったりボランティア団体であったりということなんだろうと思うんですが、実は事業者のところではたど考えたんですけれども、ここは主に会社をイメージされているのかなと思うんですけれども、例えば文京区に医師会があると思いますが、例えば医師会であったりそれから商店街組合であったり、場合によっては労働組合であったり、そういう、むしろ特定の利害にかかわる活動目的を持った団体というものは事業者に入るんだろうか、あるいはどこに入るのかなということちょっと考えてまいりました。もう少しそういう意味で、各地域団体、非営利、事業者の、具体的に何を指しているのかというあたりを、ここでもう少し記述が具体的にあってもいいのかなという気がします。以上でございます。

森田会長 今の議論を整理させていただきます。名称の点も含めて、そしてこれは、地域活動団体とここで言う非営利活動団体を分けておくかどうかということも含めて、その基本的な考え方が、あるいはその他の意見等で出たような意見を少し並べさせていただく。そしてむしろ区民の方のご意見を伺うというのではいかがでしょうかという提案でございます。追加の文章につきましては事務局の方で整理していただきまして、私と斎藤先生にお見せいただければと思います。

菅沼委員 それで結構だと思います。要するに、やはり区民の皆さん方に一番これならわかりますと、わかりやすいことでやっていただければ一番いいと思います。よろしくお願いします。

森田会長 ありがとうございます。

これは区の広報ですとかホームページに出すときには、これで固まったものではなくて、一応議論した結果、現在のところはこれをお出しするけれども、いろいろな意見があるということをつけて、さらにご意見を寄せていただきたいというふうにするという、そのような形をお願いし

ます。

松本委員 定義は終わろうとしているのかなと思いつながりながら手を挙げさせていただきました。

まず区民のところ、区内に住む人、働く人、学ぶ人をいいますというふうに変えた方がわかりやすいんじゃないかということをもう一度指摘させていただきます。

それからもう一つ、事業者のところでは、ここに「区民、地域活動団体、非営利活動団体以外で」と書いてあって、そうすると事業者は区民じゃなくなっちゃうわけですね。そうすると、区内で働く人を区民と言っているのに、ちょっとおかしいという気がするんです。むしろこの前のを抜いて、「区内において事業活動を行う者」と、当たり前なことだなという感じもするんですが、この辺をもう一度確認していただいた方がいいのかなと思います。

斎藤副会長 前段のご意見は、現在区内に住み、働き、学ぶ人という表現を、より明確に「住む人、働く人、学ぶ人」ということですね。

松木委員 そうですね。住み働きというと、住んで働く人というふうにも捉えられるわけです。その次に学ぶ人ときて、ああこれは別の人なんだというふうに戻って理解するような感じがしたので、むしろ、住む人、働く人と言っちゃった方がわかりやすいのではないかと思います。

ただ、事業者の方はちょっとおかしくないかなというふうに思いました。

斎藤副会長 これもぎりぎり詰めていくと、法律なり条例をつくる段階では、両方重ならないように定義しないといけないと思うんですけども、現在、例えば、じゃあその最初の、区民、地域活動団体、非営利活動団体以外でというのを落としてしまうと、一体事業活動というのは何なんだというのを定義しないといけなくなります。そこで、その以外ということになると、じゃあ町会であるとかNP というのは除くんだなというのがわかる。確かに、区民が個人事業を営んでいる場合にはどうなるのかと言いますと、それはその区に住んでいる、あるいは働いているという個人の立場としては、この定義の2番目の区民に入る分けですね。ただ、事業活動を行っている側面に関しては事業者の方に入るということなんです。ただ、確かにちょっとわかりにくいので、できればこの段階でもう少し何とか整理したいとは思いますが。

森田会長 少しその辺は斎藤先生に考えていただきたいと思いますが、ただ一般的な法律で、普通の自然人といいたいでしょうか、その場合と、事業を営む個人の事業者の場合というのは、普通はちょっと違う仕分けをしておりますので、そういうイメージで私はとらえておりますが、おっしゃるとおりかもしれません。これは、その部分につきましてもちょっと検討させていただきます。もう少しはっきりさせられるような形になればそうしたいと思います。区民の方につきましては、確かに住んで働いて学ぶ人をいうわけではないという意味で、住む人、働く人に分けるというのは、これはよろしゅうございますね。

藤原委員 商店会とか集合住宅の自治会とかまちづくりの自主グループなんていうのは、地域活動団体には入らないんですか。

松本委員 さっき労働組合というのもありましたよね。

藤原委員 労働組合はちょっと考えてなかったですけど、私は自分の案としては出したんですが、定義のところには町内会、商店会、何とか何とかなどというふうにはいろいろな具体例を入れてしまっただろうかと思うんですけども。

それで、NPに限っちゃうのはちょっとどうかと思うんですけど、そっちの非営利の方も、あと市民団体もありますよね、いろいろ。だからそういうふうに挙げちゃったらどうかなと思うんです。

斎藤副会長 ですから、この段階では定義に書き切れるかどうかというのがありますので、基本的な考え方の中に、例えば地域活動団体としてこういったものが挙げられますということを示しておくという方法も1つありますね。

藤原委員 条文には入れないで。

斎藤副会長 現段階ではそのようにします。そして、最終段階で、それはできるだけ例示、列挙すべきだという意見が出てくれば、皆さんのお考えでそうするということもあり得ると思います。

商店会のいろいろな団体や、マンションの管理団体がどちらに入るのかというと、それはどちらにも入り得ます。つまり地域性を持って活動しているという意味では地域活動団体でありますし、特定の目的であると。例えば商店会なら商店会の振興を主たる目的としているというのであれば非営利活動団体。別にその団体自体としては営利を目的にしているわけではない、活性化だというようなことであれば、そっちにも入り得ます。

藤原委員 それは、みんなの意見に任せるということになりますよね。今後の。

森田会長 そうですね。ただ、イメージとしては、これまで、前回は議論がありましたけれども、これを一緒にしてはどうかというのと、やはり分けた方がいいかというときの、ご意見といいますが、ニュアンスについて、私の理解で言いますと、その地域活動団体というのは、やはり地面にくっついている、一定の区域を前提にしている。それに対して、非営利活動団体の場合には必ずしもそうではなくて、特定の機能といいましょうか、特定の目的活動をベースにしてつくられている団体である。本来ならば地面にくっついているかくっついていないかによって分けられて、もう一つはその特定に機能かどうかというので分けられますから、2つの軸で4つの座標を考えますと、地面にくっついていて何でもやるところと、特定の機能にあるところと2つ分けられますし、地面から離れていて何でもやるところと、特定のというのが2つで、可能性としては計4つ考えられるわけです。ただ、地面から離れていて何でもやるところはまずないだろうということと、地面にくっついているところで特定のものというのはどうなのかというのは、今おっしゃいましたように、商工会とか組合というのはある意味でそうなのかもしれません。そのところは、地面にくっついているかどうかで区別するか、特定の機能で区別するかということ

が、確かに論理的に検討すると出てくるかと思います。そこは表現の問題としてやるならば、地域活動団体は、地域に根差したというのを入れて、非営利の方は、地域にとらわれずというのを入れるとその辺がはっきりするなどというテクニックはあります。そかし、それで実態としてそういう形で整理していいのかどうか。

藤原委員 前回18号の資料では、第3章の方に例示が入っていたんですね。だから第3章に入れるよりは第1章の方に入れた方がいいというふうに私は意見を出したんですけども、ここでは第3章にも第1章にも、ちょっと例示が足りないかなというふうに思うんですけど。

森田会長 例を挙げると、さらに、なぜこちらはこうなんだという議論がまた出る可能性もありますが。

山田委員 そちら辺のこと全体にかかわる意見なんですけれども、きっちり定義しなくていいんじゃないかなと思うんです。要するに、地域というのは地域に根差したということであり、非営利は非営利であって、重なるところもあれば、つまり同じ団体でも2つの性格とか3つの性格を持ち得るわけで、うまく仕分けをしなくちゃいけないという話になるんですが、それぞれ目的に対してどんな責務があり権利があるのかという定義がはっきりしていれば、これは重複してもいいのかなという気はするんです。ですから、逆に事例も書き始めていくと、こっちはどっちだという話になって、ですから代表的な、地域活動団体であればもう町内会が一番イメージがわかりやすい。ですからここがポイントだということでこういうのが1つ出てきて、非営利も、特定非営利活動法人NPOとか、何か1つの代表選手として出てくれば、あとは重複があってもいいと。つまり、定義されたものはどういう権利がありどういう義務があるのかというところの関係性が明確に定義づけられればいいんじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

森田会長 これもなかなかまとまらないようなところがございますので、先ほど、一応ご提案させていただきましたけれども、ここの部分はもう一度、このまま意見を聞くということで、あとで基本的な考え方で、今出たような意見を少し整理していただいて、区民の方が考える参考にするということではいかがでしょうか。

(異議なし)

森田会長 ありがとうございます。じゃあ1章はそれくらいにさせていただきます。

第2章の方の基本理念の方はいかがでしょうか。これは前回の資料18号のときと比べて位置も少し変わっているといいですか、内容も少し変わっております。

これについては、余りご意見は資料の方では出ていないですね。

山田委員 基本原則、第2節なんですけれども、最初に、情報共有の原則から始まって、自己決定・自己責任、対等な立場の尊重、それで参画と協力なんですけれども、多分大前提で情報の共有が必要だということでトップになったのかなという気もするんですが、自治の基本原則のトップが情報共有なのか、あるいはもっと後ろの自己決定・自己責任の原則とか、そっちの方が一

番目なのかなと。こちら辺は、順番というのは何か事務局さんの方ではお考えがあったんでしょうか。

久住幹事 とりあえず情報の方を先にしてということで入れたので、ご意見があれば。事務局としてはその程度の考え方です。

斎藤副会長 小委員会的时候にも、情報の共有は協働・協治の大前提になるんだから、ほかとは違って前に出してもいいのではないかとというのがあったので、それに基づいてこうなっているわけです。もちろん、なお形として、自己責任の方が先に来るべきだというのがあればそちらを先にということのもあり得ます。あとはわかりやすさです。区民の皆さん方にとって。自己決定・自己責任ですよというのがまず最初に来るのか、それとも、まずは情報を分かち合いましょうということになるのか。

森田会長 よろしゅうございますでしょうか。順番も含めてご意見が出るかと思いますが。

須藤委員 2 - 2 - 1の方では各主体がというのが主語になっていますけれども、これは、せっかく定義で各主体というのをつくっていますので、この2 - 1 - 1も各主体はということでもいいんじゃないかなと思ったんですが。

森田会長 定義としてはそうですね。

佐藤委員 2 - 2 - 4のところですか。参画と協力のところで、「各主体は(中略)参画するとともに」という書き方になっていますけれども、前の資料の18号の参画の原則のところでは、「各主体は参画するよう努めなければなりません」という表現になっていたと思いますが、この読み方として、ある種義務的なものとして書かれているのか、それとも考え方の変更があったのか確認をお願いします。

久住幹事 その辺は、そこまで強く言い切れるのかどうかということもありますが、とりあえずここで書いてみました。区民の方のご意見をいろいろ聞いて、やはりそこまで強く書くべきではないということになれば落ちるかもしれないし、特にやはり参加を前提とすべきだというご意見があれば、ここはもう少し強く書かなければいけないのかなということです。全体をとおして、その辺の、努力義務とするのか義務規定とするのかというのは、レベルをそろえてありません。区民の方から、そこまではちょっと言い過ぎではないかというようなご議論があって、最終報告に向けてそれを各項目の努力義務にする部分についてはこれとこれとこれ。義務規定にする部分についてはこれというような形の、条例としての整理をしなければいけないのかなというふうには思っております。あえてその辺は明確に詰めていないというのが、事務局の作業の現状であります。

佐藤委員 中間まとめの案を提示するときには、ある程度その論点も含めて提示する形になるということでしょうか。要するにある種義務的というか、努めなければならぬというような書き方になるのか、あるいはそうでない方がいいのかというのが、ある程度読む方にもわかった方

がいいと思うんです。

例えば、この2 - 2 - 4のところだけ読んでそういう論点がわかるかということ、ちょっと疑問です。

久住幹事 そうですね。2 - 2 - 4に関しては、旧の7 - 1 - 2と、7 - 2 - 1からこちらに持ってきたものですから、ちょっとそこまでは、もしここでご意見があればその方向にしたいと思います。ちょっとそこまで詰め切れていないというのは正直なところですよ。

名方委員 私も佐藤委員の意見に賛成です。前のときからこれを見ると、全体的にトーンが非常にマイルドになって、それはそれで穏やかでいいんですけど、せっかくパブリックコメントを出すなら、やはり主張を一本出しておいた方がいいと思います。その主張の1つは、今議論になった、我々というのは、自分たちである程度やらなきゃいけない。そのかわりきちっとした権利主張もしますよということが、この全体の1つの大きな意思統一だと思うので、そういう意味では、努めなくてはならないぐらいのことをばあっと全部通して、それで皆さんにお聞きするぐらいのことがあってもいいんじゃないかと思えますけど。

松本委員 中間のまとめについての基本的な考え方なんですけれども、私は中間というのは、パブリックコメントをかける前だから、今まで自分たちが言ってきたことをそのまま書いて出して、そして皆さんの意見を聞けるんだと思っていたんですね。それで、そういうイメージで事務局もおっしゃっていたと思うんで、期待していたんですけども、これを見ると、やはり中間は最終に近いのかというふうに感じたんです。それで、中間のまとめについて、基本的なこういった方針でいこうよということを一番最初にお話しした方がよかったのかなというふうに思います。とにかく区民の皆さんの方からリアクションが欲しいわけですよ。ですから、ちょっと過激な内容もあっていいんじゃないかと思うんです。ご心配もいろいろあると思いますが、その辺はお願いしたいなと思います。

名方委員 いや、過激じゃなくて、主張を明確に出すという。表現が過激かどうかは別だと思えます。

斎藤副会長 努めるものとするかどうかという言葉の問題なんですけど、2 - 2 - 4について言えば、「参画する」というのは、さらに強めるとすれば「参画しなければならない」ということになるので、ある意味努めるというよりは強いわけです。これはそうなんです。ただ、その点も含めて区民の方にはわかりにくいとすれば、例えばここについては努めると書く考え方もあるし、そうでない、もっと強いのもあるというのを、基本的な考え方の中で聞くというのは必要かもしれません。特にどういう文言を使った方が強いのかというのは、区民一般の方にはわかりにくいでしょうから。それは佐藤委員のおっしゃるとおりではあるかと思えます。参画するとともにというのも、別にこの文脈で言えば弱いわけではないと思えます。

佐藤委員 おっしゃるとおり、確かに参画するというのは、どういうふうにとらえたらいいの

かちょっと難しいところなんです、ある種義務的なのか、努力規定なのか、あるいはそれはもう自由というか、むしろそういう条件整備の方が必要なものであって、参画するしないは自由とか、いろいろな考え方があると思います。僕はどちらかというとな義務的、あるいは努力規定の方の考え方を持っていますが、せっかく中間まとめで案を提示するのであれば、そういう論点を、先ほど名方委員の発言にもありましたけれど、そういう考え方の違いとか論点を浮き彫りにした方がいいのかなと思います。

森田会長 専門家として発言させていただきますと、この部分は「各主体は」になっていて、もちろんこの中にも区民は含まれておりますけれども、区も含まれております。区民とか一般区民の方に、何々しなければならぬという義務づけをするというのは、大変権利の制限になるわけですから、重いことになるわけです。そういうふう書き切ってしまうて本当にいいんですかということをよく考えないと、やはり一般の区民の方の権利を制限するとか義務づけるといふ話になりますので、そのところは法律などとの関係からも、どうしてもかなり慎重に書くわけです。行政サイドに義務づけても本当にいいのかということのは、これはまた別の問題があるんですけども、そういう意味で言えば、努めるものとするとか努めますとかという形で努力を促す。自発的にそういうことをしていただくのを期待するというのが、比較的穏当な書き方かなというのが一般的な考え方だと思います。ですから、ここは中間まとめという打ち出し方ですけども、強めに出しておいて、いろいろな意見が出たときに、「努めるものとする」というふうにするということもあります。ただ、強めに書いておいて、それを丸くするのはしにくいんじゃないか、そういうことも若干気になることです。

これは拝見したところだと、第7章の方は、努めますの表現が非常に多くて、それまでのところは比較的書き切っているわけですし、これはこういう形で一応ご意見を伺いますよということならば、その方向を示すという趣旨でならばこれでもよろしいのではないかなと思いますが、一応ここで議論される場合には、一般法律の世界などではそういう配慮をするということは、一言ちょっと申し上げておきたいと思います。

一番強いのが「しなければならぬ」だと思いますし、その次は「する」であって、「するように努めなければならぬ」がその次で、「努めるものとする」というのがその次ぐらいですか。だんだんだんだん弱くなってまいります。

松本委員 この2 - 2 - 4の参画については、私の個人的な気持ちとして、参画というのは行動に出すだけではなくて、例えば精神的にとか、気持ちとか、応援するということもその人の参画の仕方だと思っていまして、これは、あくまでも行動とは限らないというふうに思っています。

久住幹事 資料18号の19ページの7 - 2 - 1の2つ目に同じような問題も出てきているんですけども、本日の資料第22号では23ページの基本となる考え方の2つ目。「しかし、様々な理由から、すべての区民が協働・協治の社会を創造するための活動に参画できるとは限りません。そこ

で、私達は、区民一人ひとりが、協働・協治の社会を創造する活動に関わるという意識を持つ事も大切だと考えます」というような意識の問題というのも、2 - 2 - 4に、注釈として書いておいた方がいいかなというふうには思っております。

森田会長 そうすると、今の松本さんのご意見ですけれども、これは、その、気持ちとして参画するというのもあるんですけれども、前に積極的にという言葉がついているからますます強くなるんですね。気持ちは気持ちで尊重しましょうということです。

これもいかがでしょうか、今の基本的な考え方のところで、もう少し、補足的な説明をしていただくということで、一応これでご意見を伺ってはと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

なお、1点私が気がついたところで、2 - 2 - 2なんですけれども、「各主体は自ら決定し、自らの責任において活動することを基本とします」というので、基本とするということなんですけれども、これは受けとめようによっては、世の中には一般の区民の方もいらっしゃいますけれども、社会的な弱者であるとか、ハンディキャップを負った方もたくさんいらっしゃいますよね。そういう方には、自らの決定はともかくですけれども、自らの責任において活動をするというのは、かなり強い意味で受けとめられる可能性がないわけではない。決して、ここでこういうことを述べているのはそういう趣旨ではないのは十分承知の上なんですけど、ちょっと文章になった場合には、そういうふうに受け取られる可能性がないわけではないという気がします。基本とするですから、もちろん例外は広く認められるのかもしれませんが、そのことだけ申し上げておきますので、何かレスポンスがあるかもしれない、可能性があり得るということです。

それでは、次の3章はいかがでしょう。区民の権利と責務というところですが。

ここにつきましては、多分一番多く時間をかけて議論をされたところではないかと思いますが。

藤原委員 「協働・協治の社会を創造する主体として」というふうにすっきりやっていますが、私は、きちんと区民は区政において、政策・立案・決定・実施・評価の各段階に参画する権利を有しますというふうにしてほしいと思います。

森田会長 3 - 1 - 1の最初のところですね。

藤原委員 理由としては、今までに、ある程度参画がきちんと合意を得て実施できていたならいいんですが、今後達成を目指すことについて、やはりきちんと文言で具体化した方がいいと思うからです。

森田会長 これについては、事務局はどうでしょうか。

沼沢委員 今の藤原委員の意見に対して、私は原文がいいと思うんですが、藤原委員の提案の区政においてということですね、これはもともと協働・協治の社会をつくるというこの区民憲章の視点からすると、区政だけということになって、少し狭いのではないかと思うんですね。むしろ、地域活動団体、それから非営利活動団体NPO、そういったものに区民が参画するといいま

すか、権利を有するという、そういう意味をこの原文の方がより広くとらえているので。それで、区政における参画というのは、また、それは執行機関の責務なりあるいは区の責務等でその辺は読み取れること、ちょっと具体的にはすぐここでというふうに言えませんが、むしろ区政というふうなたがをはめちゃうと少し狭くなるんじゃないかと思います。

森田会長 いかがでしょうか。

久住幹事 関連で23ページなんですが、そういう意味で、藤原委員のご指摘の部分はこちらの方に、逆に区の、区民のというよりは区の方の責務として、政策の立案、実施、評価の各段階において、他の主体の参画を図るように努めますという、逆の、区という立場から見ると、そういうのがかけられているよというようなところでは入っていますが。

藤原委員 じゃあ、7 - 2 - 1の方で、立案の次に、実施の前に決定も入れていただきたいと思います。

それで、3 - 1 - 1の方に戻りますが、一気に協働の方まで行ってしまったので、はっきり言って、区政だけではないというのはわかるんですが、ただ、全体、トータルに区の中のことを決めるという意味では、区政という言葉を変えてやはり施策というのかな、立案、決定に今までかわれていないことを、私の場合はすごく関わられるようにしたほうがいいという思いがあるので、何とかそこに入れられないかなと思うんですけども。

森田会長 ちょっと確認させていただきたいんですけども。今の7 - 2 - 1ですか、そのコメントがございましたけれども。区民が政策の立案はともかくとして、決定に参画するというのは、具体的にどういうことを念頭に置いていらっしゃるのですか。

藤原委員 その下の方の基本となる考え方の3番目の丸にもありますが、「関心を寄せるなどの参画の仕方を幅広く捉えること」が大切だと思いますので、決定で裁決権をもつというだけではなく、やはりちゃんとかわる、と言ったらまた漠然としますけれども、漠然と言えはかわるということができるんじゃないかと思うんですけど。

齋藤副会長 具体的に考えますと、例えばパブリックコメントであるとか、聴聞、ヒアリングとか、それは立案段階ですね。決定と言うと、例えば議会で予算を議決したり、そういう個々の行為、決定というのは一般的な用語で言えば決定といういろいろな広い意味を持ち得ますが、法的に詰めていくと、決定というのは、ある場面でのある行為ですよね。議会が予算を議決したり、条例をつくったり、それで執行部の側が予算の原案を決定する。そこに直接住民が参画するというのは、自治体という直接民主的なものがいろいろ入っている段階でも少し考えにくい。

藤原委員 そうですかね、今後協働が進んでいく中で、それこそNP と区の行政とかが、いろいろ政策を論じ合って決めていく機会はあるんじゃないかと思うんですけども。そういうのを決定というイメージでとらえているんですけども。

齋藤副会長 ただその場合でも、最終的な、例えば予算の議決をしたのはどこだということに

なると、決定という場面では、現行法ではそれは議会しかあり得ないです。NP と議会が協同で予算を決定するというのはない。それが無いのがおかしいというのは議論としてはあり得ますが。

藤原委員 予算に関わらない決定は幾らもされていますよね。いろいろな方針とかで。

斎藤副会長 その場合も、だれの名前でいろいろな決定がなされているかということ、それはやはり区政であれば、この区役所にいる区長か区議会か、あるいはその委任を受けたこの人ということになるんじゃないですか。その決定に対して、そこに至るプロセスで、できるだけ区民あるいはNP の参加を図っていきこうというのが法的な議論ではあるんじゃないかと思いますが、共同決定というのはなかなか難しいです。

森田会長 要するに、区としてある意思決定をする。だれだれの財産、権利などについて、こういうことを区として意思決定をする。そして、それに不満がある人は、日本というか、民主主義の場合はみんなそうですが、裁判で訴えることができるわけです。その決定そのものが、正しいかどうか、取り消すということを争うことになるわけです。そのときに、きちっと裁判で争って負けた場合には、損害賠償なり、取り消さなくちゃいけない。その責任を果たすためには、きちっとした機関がきちっとした手続を踏んで決定をするというのが我が国の行政の仕組みになっているわけですし、一般の区民の方が、もしそういう形で責任ある決定をしますと、想定されるのは、多分住民投票、拘束型の住民投票と言われる、それでもって区の意味が決まるという仕組みくらいしか思いつかないです。それ以外のことで、確かに参加してみんなで決めるというのはありますけれども、その決めたことについて裁判でもって争われたときに、だれが本当に責任を負うんですかという問題が出てきてしまいます。

松本委員 この決定という日本語に関しては、基本構想でもやはり同じような話が出まして、藤原さんがおっしゃっているのは、実際に具体的に自分たちがかわろうとしているときに、言葉が正確かどうかわかりませんが、そのあたりはうやむやな状況のまま、うやむやな状況の結果が出てくるというのが私たちの感覚なんです。それで、最終的に決定のその瞬間は議会がやるわけですから、その瞬間だけは確かに一般区民はかわれないけれども、その瞬間以外の途中まで、そしてその決定の瞬間を抜かした部分から、次は参画の機会をつくっていかねばいけないというふうに思っています。具体的なことを説明しないとわかりにくいかもしれないんですけど、その瞬間だけです。

藤原委員 本当に全く松本さんのおっしゃるとおりで、じゃあ具体的に言えば、決定権はないけれども、決定を見るというか、そこにかかわるということ参画というんじゃないかと思うんですけども。

森田会長 普通は、その決定になる前の原案を決定するというの、ここで言うと立案に入るのでないかなというふうに思うものですから、やはり決定というのは、きちっとした手続を踏

んだ正式な機関という、責任を明確にするというのが普通の法律的な考え方かなというふうに思ったものですから。それでちょっとこういう質問をさせていただいたということなんです。

藤原委員 ちょっと抑えて形成でもいいかと思いますが、ただ立案して、あとは向こうでお任せして決めるというのは、やはりその辺を変えたいなというのが真意です。

森田会長 これは、原案にあります創造する主体として、社会の創造に参画する権利を有しますというのをこれに差しかえるということですか。それとも今おっしゃったような各段階に参画する権利を有しますというのを、これに加えるというご趣旨ですか。

藤原委員 加えるです。

森田会長 加えるということですか。

そうすると、今の加えるということですけど、いかがでしょうか。その参画する権利という広くそういう権利は据え置くということを書くということですけども。事務局のお考えですと、その中に参画する権利も入っているというふうに読める。そしてその手続的な保障については、7 - 2 - 1の方で書いてあるという説明だったと思いますけれども、あえて、そうではなくて、ここにどうしても書き込むべきであるということでしょうか。

藤原委員 書き込んで欲しいというふうなことです。

沼沢委員 私はこの原案には、事務局と一緒に作った一員として申し上げたいんですが、やはりこの参画の中に、今、藤原さんなり、松本委員が言われたのも全部入っていると思うんですね。先ほどから決定という、あるいは形成という文言でいろいろ議論されているようなんですが、この参画ですべて、立案に対する影響力であるとか、そういうのは私は言い尽くせるんじゃないかと思います。もし、その辺ぜひ説明をしたいということであれば、基本となる考え方に何らかの説明を入れればいいことであって、やはり決定という文言をここで入れるということは非常に誤解を招くし、法的には少しそれは問題があると思います。

実は、この基本構想、実は答申そっくり、区長がそのまま議会に提案して議決しています。事実上、やはりそこで、決定はあくまでも区長がやっているんです。審議会が答申したけれども、その審議会の答申を尊重して区長が決定をする。したがってその影響力をどういうふうに与えるかというのは、これはまたいろいろな与え方であって、決定権まで必要というのは、これはやはり自治法なりいろいろな法体系と齟齬を来す考え方で、いろいろ逆に専門家から批判を招くということであるし、この参画というところで立案なり形成という意味合いも、私は入っているというふうに読めると思います。

その辺、また、パブリックコメントでどのような意見が出てくるか、その辺は逆に楽しみでもあるんですが。もう少しパブリックコメントのあたりに委ねてもいいのかなと思います。余りここで何かいろいろな言い方をするよりは、いろいろな幅を持たせた上で、さらにまたパブリックコメントの反応を見て議論をしてもいいのかなと思います。

森田会長 よろしいでしょうか。場合によりましては、これはその他の意見というところで、「決定」は今言いましたように問題があるかもしれませんが、立案、実施、評価の各段階に参加する権利を有するということをはっきり書いておいた方がいいという意見もありましたということはその他の意見でつけ加えるということではよろしいでしょうか。

藤原委員 そうお願いします。

藤原委員 それで協働に参画する人が増えるといいですね。

山田委員 本当に表現だけなんです、3 - 1 - 1の今議論になった1つ目の丸で、後ろの方で「公共的な協働・協治」と、ここだけ公共的など入っているんです。何か意図があるんでしょうか。前の方では「協働・協治の社会を創造する主体」とありますが。

森田会長 これはとチェック漏れですね。ご指摘ありがとうございます。じゃあこれは削除して下さい。

藤原委員 それからもう一つ、3番目のところで、「未成年の青少年及び子ども」というんですが、未成年の区民でいいんじゃないかと思うんですけれども。

森田会長 それもそうかもしれません。では区民といたします。

事務局の方で精査されたと思いますが、これだけの長い文章になりますと、多少今のようなこともございますので、後でまたお気づきの点がありましたら、お読みになって、お知らせいただきたいと思います。

あとはよろしゅうございますでしょうか。

松本委員 第7章に入ってもいいんですか。今の関連ということで。

森田会長 一応順番ですので、第3章でお願いできますでしょうか。第3章ですと、1節の区民の責務のところ、納税等の関係が入っていますけど、これはその他の意見ということでここは位置づけられています。

藤原委員 それもちょっと言いたいと思ったんですが、私の書いたことは、その他の意見に書いてあることとは全く違うので、もし私の書いたことをその他の意見に文章であらわして下さったなら、このその他の意見はやめてください。

久住幹事 その他の意見については、資料18号、名方委員が原案をお書きになられたところについて、納税まではちょっと言い切れないのかなということもあり、しかしながら委員の意見としてはあったということでこのようにしました。

藤原委員 そうですか。いや、藤原というところに、その他の意見に文章であらわしましたと書いてあるので、もし私の書いたことをそういうふうに書いて下さったなら全然違うのでやめてくださいと言ったんです。

久住幹事 12ページにあるのは名方委員のことで、その対案ということで、納税についてということでご意見をいただきましたので、その部分をその他のところに書いたということですが。

藤原委員 書いてないですよ。どこにも書いてない。

斎藤副会長 ちょっと議論が混乱していると思うんですが、22号の12ページの3行目以下のその他の意見ですね。これは18号のときの名方委員の意見を載せているわけですね。それで恐らく訂正が必要なのは、資料24号の2ページで、これは私が直接かかわったわけではありませんが、資料24号、横長の物で、その第3章の2の区民の責務のところ、「応分の納税義務を果たさなければなりません。（藤原委員）」となっていて、「【その他の意見】に文章で表しました」というのは、それは違うので、資料24号の方を訂正していただかないということだと思います。

森田会長 同じ趣旨だというふうに思われてこう書いたのかもしれませんが、趣旨が違うということですので。

藤原委員 違います。全然。

久住幹事 ここは24号は削除ということで、皆さんご訂正して、公開の資料からは、この部分については削除をして公開ということにさせていただきます。

森田会長 そういうことでよろしいですか、藤原委員は。

藤原委員 ですから、私が自分で書いたもとの文を入れていただけますか。ここの22号の方のその他の意見を出されるのであれば、その下に私が独自で書いたその他の意見も入れていただきたいと思います。

佐藤委員 ちなみにどういう内容でしょうか。

藤原委員 資料25号の4ページですが、「『行政サービスを楽しむ以上』という文言は誤解を招きかねませんので、納めた税の相対として、公的サービスの総体を賄うという合意のもとに、区政が運営されていることを確認します」というふうにしたんです。

久住幹事 3 - 1 - 2の中黒で書かれた文章ですね。これを24号に入れるということですか。

藤原委員 ですから18号の方の名方委員の意見をその他の意見で入れるのであれば、その下に対案として、私のその他の意見として入れていただきたいと思います。

久住幹事 資料の22号、12ページその他の意見の丸、「区民は」というところの下に丸を起こして……。

藤原委員 そうです。

久住幹事 そうということですね。

森田会長 そうしますと、その他の意見に対するその他の意見ということになるわけですね。

藤原委員 ですから、これをつくったときには18号を見てつくったものですから。今回削除されているのは知りませんでしたから。

久住幹事 そうすると入れた方がよろしいですか。

森田会長 その前に、名方委員のこれはどうしても必要でございますか。

名方委員 できれば、この納税義務というのは私が最初から言っていますから、その他の意見

じゃなくて、基本的な考え方に入れてもらえるといいなとずっと言おうと思っていたんですけど、そういうことじゃしょうがないかな。

それから、事業者という議論のところも含めて、事業者というのは会社なんですよ。ただ事業者というのわかりにくいですよ。企業とか。さっきの議論でもあるんですけど、そういう言い方をして、ですから15ページのところもその他の意見になっちゃっていますけれど、「事業活動に営利を追及する権利を有する」と書いてあるんですけど、これが非常に僕は重要なことだと思ってるので、あえて区民に対して問うという意味で、ちゃんときちとした納税の義務を負うし、事業者というか、企業はきちっと利益を得ることが当たり前のことなんだよ、いいことなんだよ。今までの教育ですと、会社というのはだめだというような、旧日教組の発想もあるんで、そういうものを変えるためにも、ぜひこれぐらいはパブリックコメントに入れて、インパクトを与えたらどうかというのが私の基本的な考えです。

森田会長 ご意見はご意見で承りまして、ご存じのように我が国には日本国憲法がございまして、それを受ける形で地方自治法、その他法律がございまして、さらに、その法令に違反しない限りで条例を決めるということになっているわけがございます。何を申し上げたいかと言いますと、憲法30何条だっと思いますが、納税の義務ということにつきましては、これは憲法にも書かれていることございまして、そしてまたその企業が営利活動をするというのは、基本的に法体系として承認されていることなわけですから、あえてそれをまた強調して、プラスアルファの何かのメッセージを発信するために書くのがいいかどうかということです。それであえて書くべきだというご意見がその他の意見になっているのかなという気がします。その他の意見にさらにその他の意見がつくということになりますと、若干読まれた区民の方が混乱を招くかなという気もするんですが。

名方委員 了解しました。

森田会長 その他の意見は取ってしまうということはいかがでしょうか。

名方委員 これはパブリックコメントで出るわけですか。

森田会長 ええ、出ます。

名方委員 じゃあ、ぜひ出させていただいた方がいいと思います。

森田会長 そうすると、その他の意見についてのその他の意見というのが出てきますが。

松本委員 おもしろくていいんじゃないですか。

森田会長 この見解については次のような意見もあったということで入れておきましょうか。

あとは、地域活動団体の権利、責務、そして非営利活動団体の責務と、事業者の権利、責務もありますけれども、こちらの方はいかがでしょうか。

松本委員 情報公開につきましては、ずっと前のページに戻って、9ページの基本原則でまとめちゃったということなんでしょうか。やはり、地域活動団体の権利、責務のところ、特に情

報公開というのはやはり今後出していった方がいいんじゃないかなと思っています。NP の場合は当然情報公開しているわけですが、地域活動団体としても、責務のところは情報公開を入れていただかないと、多分こっちの基本原則に戻っちゃうと、後の方もいろいろありますが、全体的なトーンが弱くなると思うんです。それぞれの立場で何が責務か、義務かというようなところで情報公開を入れていただきたい。

森田会長 ご趣旨は、責務として情報公開をしなければいけないというのを、地域活動団体と非営利活動団体で入れろというご趣旨でございませうか。

松本委員 そうです。

森田会長 これにつきましては、7 - 1 - 3 のところで、区民等の、22ページですけれども、情報公開というの書かれておまして、これは努力義務で努めますという表現になっておりますが。

松本委員 区民等という所ですよ。

森田会長 3章でももう一度書くということですか。どのようなご趣旨でしょうか。

松本委員 その方がわかりやすいし、この7 - 1 - 3で、何気なく「区民等は」になってしまうと、とても弱いのではないかと思います。

齋藤副会長 7 - 1 - 3 についても、恐らくパブリックコメントで議論があると思うんです。この区民会議では、主体のいかんを問わず全部情報を出すんだというご意見が強かったわけですが、それぞれの主体によって情報を公開しなければならない度合いも違いますし、なおかつ、一体どういう対象の情報であれば共有すべきなのかというのも、対象によって異なってくると思うんです。そこで、協働・協治の社会における情報、協働・協治の情報については7 - 1 - 3で書いて、それは主体のいかんにかかわらず、共有かあるいは情報公開に努めましょうというので書いたわけですね。でも、これはこれでかなり従来の条例や法律から言うと思切ったことを言っているんで、個人情報保護とか、あるいは法人情報の保護に非常に重きを置く人からは批判が出てくることも考えられます。それをさらに進んで、各主体の責務として情報公開に努めなさいと一般に書き切ってしまうと、ちょっと強過ぎるんじゃないかというのが法律学者としての個人的な感想です。

松本委員 本来の私の趣旨は、情報公開している団体に対して、例えば助成とか補助ということができるといふふうにあってほしいという願いです。NP でも、一切そういう助成金をもらっていないところも公開しているわけですが、少なくともということですよ。

藤原委員 同じようなことなんですけど、私も、区民と地域活動団体も、NP のように公的活動に参画する権利があると思いますので、そういう公的サービスを担う主体として、やはり公開に努めるという文言を入れたいと思います。

それで、個人的には意見を出したんですが、没にはなっていますが、やはり公的サービスを担

うということを前提にして、担う主体としてその活動状況を広く公開するように努め、そしてまた、新旧差別なく、いろいろな人を巻き込むということで、公平に、民主的に運営するように努めるということも入れたらどうかと思います。

森田会長 いかがでしょうか。

吉田委員 その点に関しては、私は、斎藤先生のおっしゃったことに賛成です。

最初の9ページのところに、情報の共有の原則というのがありますし、個々の地域団体あるいは非営利団体にまで、個々に情報公開の義務づけというものを書く必要はないと思います。一番大事なことは、情報公開ということについて言えば、やはり行政の情報を公開させるというか、そのところが一番重要なんであって、それは22ページに間違いなく書かれておりますので、私はそれでよろしいんじゃないかなと思います。

名方委員 私は逆に、松本さんと藤原さんに賛成なんですけど、これは先ほどから議論が出ていましたけれど、今後いろいろな団体が公的サービスを受けるようになったときには、一番重要なのは情報公開なんです。ですから、その情報公開が何かと言うと、例えばNPの場合ですと、損益計算書は出すと、それからバランスシートも出すと、それから資産状態も出す。それが基本なんですよね。つまり、それが出ているか出ないかによって、それは形式的なものかもしれませんが、すべて何か公的にサービスするときには、そういう形で予算書もきっちり出すし、損益計算書、バランスシートもどうなっているかといことを出しておくということが非常に重要だと思うので、そういう意味では、できればそういう何らかの意図のような言い方を入れられればなという、思想的にはそれが重要だと思います。公的サービスをしなければ別にいいんですけど、お手盛りでやってもいいんですけど、今吉田さんが言ったように、今後そういう地域団体がいろいろな公的サービスを担うようになったときには、情報公開が一番重要になってくる。今までは区しかやっていないわけですよ、極端に言えば。そういうことじゃないかなと思いますが、いかがでしょう。

久住幹事 そういう意味で22ページの7 - 1 - 3に盛り込んだんですが、そこでは読めないという形なんですか。手続等がいろいろなところに入ってくると、重複感がちょっと出てきてしまって、あっちでもこっちでも同じようなことを言うってしまうというので、すっきりした形がなかったものですから、7章のところ盛り込んだということです。

森田会長 公的な活動についてそうした団体が情報を公開する、努めなければならないといいますが、責務に近いようなものがあるということについてはそれほどご意見が違わないと思います。これを義務づけるかということ、努めるだけじゃなくて、公開しなければならないということになりますと、斎藤先生が先ほどおっしゃいましたように、新たな義務づけですので、非常にデリケートな問題が出てまいります。しかし、努めなければならないというならば、それについてはそれほどご異論がないと思います。問題は、これは7 - 1 - 3でそのことをかなり明確に書

かれていますと思いますが、それに加えて個々のところで書かなければいけないのかどうかということですが、

先ほどから書くべきだというのは、これだけではわかりにくいからわかりやすくという趣旨でございます。中間まとめとしては、わかりやすくするという趣旨を尊重するならば、それを書くというのがあっていいかなと思いますが、一般に法律などの場合には、どこか一箇所で明確で書き切った場合にはそれでいいのではないかとしています。その理由は、何箇所も書きますと、それぞれのところで違った解釈が出てきた場合に非常に厄介な問題になります。したがって、一箇所で明確に書いておいて、すべてそれで準用してというか、そこを参照して決めるというのが制度的にもすっきりしますし、安定しているのではないかとということなんです。いかがいたしましょうか。

そういう意見もあったというのを書いておくということによろしいでしょうか。

松本委員 要するに、やらなくちゃいけないと言うと、義務というかすごく何か突っ込んだ感じですけども、やはりこれからは自分たちの活動を発表する、公表する、わかっていただく、PRとか、そういうことも含めて情報公開というふうに考えていただいて、実質的な内容が伴うような中間のまとめにさせていただきたいと思います。

森田会長 で例えば地域活動団体ですけども、これは地縁団体で、法人化していないものにつきましても、団体の財産は共有かあるいは私有財産になっているわけです。個人の財産の形になっているわけですから、それがどうなっているかということを開示するというのは、これはある意味で言いますと憲法上の問題にもなりかねないような大変なことでございます。その個人の財産が幾らあるかということは、現在は完全な権限をもって調べることができるのは税務署と警察と検察です。しかも調べたものは守秘義務がかかっていますから公開できません。

藤原委員 そうなんですけど、でも、今NP 法人化していない市民団体は幾らでも公的サービスをやっていますし、そういうところは個人名義にはなっていないとちゃんと公開してやっていると思うんですけど。

森田会長 しかし、義務づけはないはずですよ。ですから義務づけしているのは、公的な補助金をもらう部分については国民の税金ですから、それを公開しなければ補助金は差上げませんという仕組みになっています。だからそれをもう一歩進めるといえるときに、やはり義務としてやるというのは条例としては限界があるのかなと思います。できるだけそういうふうに努めましょうということをごまかすのかということですが、それ自体が、斎藤先生もおっしゃったように、今までの法律の常識からすると相当踏み込んだ提言になるということですよ。

松本委員 少なくとも私が言っていることは、公的な資金を受けている団体についてということですよ。

森田会長 公共的に活動に関する情報を共有することができるよというのは、これは公的な

資金よりも広い意味で、先ほど藤原さんがおっしゃったように、お金をもらっていなくても公共的なものを行っているのは公開しなさいということですので、相当大胆な提案だと私は思いましたが。

藤原委員 いいんじゃないでしょうか。

森田会長 第3章はこれでよろしゅうございますでしょうか。

一つ、文言につきまして気がつきましたのは、やはりかなり非営利活動団体と地域活動団体の所で文言が類似していて、ここをもう一段検討しないと、何のために分けるんだという最初の定義のところの議論に戻りかねません。

時間も残り少なくなったので、少しスピードアップさせていただきますけれども、第4章の区の責務というところですけども、これは通常の基本条例その他につきましては、かなりこの部分が重く書かれているところではありますが、割とあっさり書かれているんですけども、よろしゅうございますでしょうか。

吉田委員 吉田でございます。ちょっと私がぜひ発言したかったところが飛んでしまったんじゃないかと思うんですけども、第4節の事業者の権利のところの、3-4-2なんですが。事業者の責務。この2項目目に書かれている、「事業者は、協働・協治の社会を創るために、その社会的責任に基づいて事業活動を推進する責任を有します」とあるんですが、私は、この協働・協治の社会を創るためにということに非常に引っかかっていまして、これはむしろ、協働・協治の社会を創るためにというよりも、結論的なことだけ申しますけれども、例えば前文にある「真に潤い・安らぎ・豊かさを実感できる」、つまり豊かな地域社会をつくるためにその社会的責任に基づいて事業活動を推進するという、協働・協治の社会をつくるためにという目的ではないんじゃないかなという気がするんです。

もう一つそういう意味の言葉があったと思うんですが、12ページの3-2-2、地域活動団体の責務のところには「ふれあいと活気のある地域づくりに取り組みます」という言葉が使っているんですけども、どちらかということこは地域づくり、豊かであったり潤いであったりという地域をつくるためにということなんじゃないかなと思うんですが、どうでしょう。

森田会長 事務局ご説明いただけますか。

久住幹事 そういう意味では、一番最初に前提として、そういった豊かな地域とかという部分を含めて、協働・協治の社会の創造、もしくは協働・協治の社会を創造するというで文言を統一してみたということなんです。余り細かにというよりは、そういった文言で統一して、それがそういうようなイメージだということを読んでいただいた方がわかりやすいのではという思いでつくったところです。

吉田委員 もう一度発言させていただきます。ここで真に実現すべきは協働・協治ということではなくて、むしろその地域なんだろうと。豊かであったり安らぎであったりという、そういう

ことで、もう協働・協治は言ってみればわかり切っていますので、むしろ事業者の事業活動というのは、やはり地域社会の実現、あるいは目指すべき地域社会の実現ということを目的にすべきではないのかなと。協働・協治は、そういう意味では手段というか方法論であって、目指すべき最終目的ではないんじゃないかということちょっとこだわって発言しました。もしあれでしたら、私の補足意見ということで書いていただいて結構です。

森田会長 よろしいですか。

使い方としては、「協働・協治の社会を創るために」というのは、これは1つのいろいろな活動の目的というか、方向づけを示すシンボルとして使われているわけですし、これは条文化するときはその辺の詰めをどうするかというのは大変難しいところですが、最初の前文で協働・協治の社会のようなイメージがいろいろ書かれているわけですし、そしてそれを受ける形で総則の目的のところでも、それを理念としての考え方を明らかにするという形になっております。そして協働・協治の概念につきましては8ページで定義がなされている。そこから出てくるイメージの社会を創るためにという流れになるというふうに思います。ですからこの協働・協治の社会というのは、この中間まとめと言いますが、条例の体系全体からしますと、いわゆる協働・協治という言葉自体ではなしに、この言葉であらわしているイメージの地域社会というニュアンスで使われてきているのかなと思います。ですから、何度も枕詞として、その方向づけをあらわすために、各所につけられているというふうに考えられます。

山田委員 15ページの部分だけ割と出ていますよね。ほかは余り、こういう目的でほかの主体のところにはなくてというと、個人的には吉田委員と同じで、これは取った方がいいんじゃないかなと思ってしまいます。このためという、このフレーズだけ。そうするとすっきりするなど。ここだけ入れたことに何か意味があるというふうに逆に。説明できるならば入れた方がいいですけども、特に説明できるほどのこれは意味がないですから、取ってしまった方がすっきり。

森田会長 そうするとその次の、取ってしまった場合、「その社会的責任」のそのというのは何を指すかということになりますよね。

山田委員 それは一般の事業者としての社会的があるわけですね、企業市民としての。そういうふうにとらえられるのかなと。

名方委員 これは、その他の意見をそのまま上げちゃえばいいんじゃないですか。この2番目を取って。そうしたら、今の議論はオーケーなのかなという感じが。「納税を始め」と出ているんで、始めですから、「果たさなければならぬ」は、「これを有します」ぐらいにして、そうしたらよりクリアじゃないのかな。

藤原委員 前に納税があったからここも入れただけで、別に取っても……。

森田会長 その場合、反対するわけじゃありませんけれども、意味合いとしましては、文京区の目指している協働・協治の社会というよりも、もう少し一般的な広い意味での事業者の責任で

いいということになるわけですが、それによろしいのでしょうか。

沼沢委員 山田委員が言われた、この事業者だけ「協働・協治の社会を創るために」というふうに入れられているということなんですが、これはあえてこういうふうに解釈したらどうでしょうか。地域活動団体なり非営利活動団体というのは、それなりに地域社会に何らかの貢献をしようという色彩が濃い。それに対して事業者ももちろんそういう性格はあるんですが、株式会社に典型的にあらわれるように、やはり営利というものが1つ大きな目的であるんで、その一方で一般的な社会的な責任がある。文京区のこの地域においては、さらにこの協働・協治の社会を創りたいというこの憲章の中において、この事業者については特に強調するという意味でも、これを入れておいた方が、いろいろ事業者特有の、主体としての特性に対してこういうことを言いたんだというメッセージ性があるので、これは入れておいた方がいいというふうに思います。

山田委員 前の文章で、事業者は協働・協治の社会の主体でありというふうにもううたっているのでいいのかなという気がするんですけど。前からずっと言っていますし、ここで外れるわけではないんで。それをまたすぐ直後で、こういうふうな「ために」と念を押す必要があるのかなという。

名方委員 この社会的責任というのは、いわゆる何か問題を起こしちゃいけない、コンプライアンス的な意味で言っているのか、それとも本当に、事業者の責務は何ですかと突き詰めて言えば、利益を上げて税金を払うことですよね。そのことで社会は、文京区の財政は潤っているわけですから。そういうことをきちり言えばいいんで、そうだったら、前者のように、社会的なことをやらなきゃいけません。コンプライアンスでやりなさいよというような言い方で入れるならいいんですけど、そうでないなら、本来事業者というのは税金を納めてくれればオーケーなんですよ。そこをもっとクリアにした方がいいと僕は思う。

森田会長 必ずしもそうではなくて、2 - 2 - 4にありますように、「各主体は公共的な課題の解決を図るための活動に積極的に参画するとともに」とありますように、「自主的に調整し、協力しあい、連携を図ります」ともなっています。

名方委員 そこが何かおかしい。逆に金もうけだけやればいいという……。

斎藤副会長 ただそこは、企業の社会的責任論というのは公害問題などでも70年代にもありました。今でも、例えば、同じ製品を使うのであれば環境への負荷が少ない方を使うという意味で、社会的責任というのはまた新しく使われているところがあります。それはコンプライアンスで利潤を上げて納税というのはやや狭いという気がします。さらに、この条例の理念に従って、できればそっちに誘導するという意味では、やはり「創るために」というのを事業者団体だけに入れておくというのも何らかの意味はあるかもしれません。ただ、その1つ目の丸でも「理解を深めなきゃならない」などかなりだめ押しているんです。

森田会長 「その社会的責任」の「その」は、事業者の責任で一般的な責任とおっしゃいまし

たけれども、前のと合わせて今読みますと、まさにその協働・協治の主体としての社会的責任というふうには読めば、そういう説明を加えなくても筋は通るかなという気はします。

では、ここの部分は削除しましょうか。よろしいですか。それとも、ここは余りその他意見を加えるという話をするとややこしくなりますので。もう思い切って削除しましょう。よろしいですか。

(異議なし)

森田会長 もう時間が予定時間に達してしまいましたけど、もうちょっとやらせていただきます。

第4章区の責務はいかがでございましょうか。

これは、最少の経費で最大の効果というところで、どなたかのご意見が出ていたというふうに記憶しておりますが、これはよろしいんでしょうか。

吉田委員 すみません、1点だけ。18ページになりますけれども、4 - 4ですね。地域の担い手の育成支援というふうになっているんですが、この支援という言葉というか、これはもうちょっと例えば推進とか、積極的な言葉がないかなという気がするんですが。支援だとちょっと弱くはないかなという気がするんですけども、どうでしょう。

久住幹事 初め育成でとめてあったんですが、育成というイメージからすると、何か上の者から下の者を引っ張り上げるというようなお上意識みたいなものが見え隠れしてしまうので、それで支援ということをしてきたというのが経過です。そういう趣旨でつけたものだということですので何かいい文言があればというふうに思います。

森田会長 自主的、自律的に参画しようという人が育っていくのが前提であって、それは地域社会で育てるというわけですけども、区という行政主体は、それをサポートするという趣旨だという説明ですが。余りそれを推進したり、主体になって育成するのは、むしろ自主性、自律性に反するのではないかという考え方もあります。

須藤委員 ただ、区民に子供も入るとすれば、これはやはり育ててあげないといけない。これは区の責任になるんじゃないかなと思うんですけども、この文章だと子供の顔が見えてこないといえますか、ですから、むしろこの地域の担い手の育成支援という言葉の中に入れちゃってもいいんじゃないかなと、僕は思っていたんですけど。

森田会長 中にと言いますとどういうことでしょうか。

須藤委員 この「区は」の文章の中に、何らかの地域への担い手となる育成支援に努めるとか、そういう文を入れちゃった方がいいのかなと。

藤原委員 私も同じく、やはり文章の中に入れて方がいいと思います。

森田会長 文章の中にとするのは、四角の中にも最後に、「団体の育成を支援します」とあるんですが。

藤原委員 4 - 4 ですね。

須藤委員 団体というのはもうすべて入るということですね。

斎藤副会長 人々と団体なので、それこそ自立度もいろいろでしょうから、トータルでいえば支援ということなのかと思います。

須田委員 わかりました。

森田会長 団体が参画しようというときに、自分で育っていくのが自主性、自律性からいいますと原則ですが、それを支えるというか、お助けしますという趣旨だと思いますが、

よろしいでしょうか。

松本委員 きょうはもう時間がありませんが、間に合わないとどうするんですか。

森田会長 終わらせてしまいたいと思います。ご協力お願いします。

よろしいでしょうか。このところは、先ほどの最少の経費云々というのは、あれはよろしいですね。

私の会長としての見解としては、この部分はかなり重要なので、先行している基本条例などにしましても、もう少しいろいろ書き込まれているような気もいたします、条例化するときには、これをブレイクダウンした形で、もうちょっと書いておいた方がいいかなと思います。何をどう書くかということは、基本となる考え方その他に散らばっているような気もいたしますので、それは次の段階として提起する必要があるかなと思います。

第5章が空白になっておりますけれど、これはちょっと後で協議しまして、次の第6章、執行機関の責務のところはいかがでございましょうか。

久住幹事 これはちょっと事務局内部で言われた部分で、こういう形で随分このワンストップ化ですとか、区民のニーズを把握しというような部分というんですか、そういった部分が若干弱くなって丸まってしまったんじゃないかというようなご議論があったんですが、それは内部で議論していた時の話だったのでこの中には載っていませんので、そんなことも含めてご議論の参考にいただければと思います。

加えまして、区長の責務についても、山田委員が先に書かれたことは基本となる考え方の丸の2つ目、3つ目のところにちょっと落とし込んだんですが、こういったあたりからもちょっと丸まり過ぎているのではないかという印象を持たれた部分があるのかなというふうに思いますので、区民会議の提案というタイトルにもついているとおりですので、この辺について、そういった観点からご議論いただければと思います。

森田会長 いかがでしょうか。前者の方の意見は、私が理解したところだと確かにそうして、何となく誠実に職務の執行に当たりますとか、健全な行財政運営に努めますという、余りにも当然のことを当然として書いてあるだけでして……。最近いろいろと執行機関のあり方とか行政改革なんかで言われておりますのは、やはり区民に対して親切な、よく聞かれますのは、区

民を消費者として見立てたときに、まさに消費者の方を向いた、英語で言えばコンシューマーオリエンティッドな、そうした形での行政のスタイルというのが、やはり責務としてあるのではないかということですし、その1つの例が、今事務局がおっしゃいましたけども、ワンストップサービスだとか、たらい回しにしないとか、そこにまさに書いてあるんですけども、そういうことも入れてはどうかということかと思えます。

同じように区長さんの方も、今、山田委員のご指摘のところですか、「区政の執行を通して実現すべき目標を具体的な数値を期限つきで明らかにする」と、かなり具体的にお書きですけども、ただ粛々として区政の執行を行うだけではなくて、もう少し、まさにその区民のニーズを汲み取って、政策として提案していくというような役割というのが、やはり本来の区長の責務ではないかなとそういう気もするというので、そのようなご意見もごもっともかなと思います。

いかがでしょうか。

山田委員 一応意見はということで、この部分は、個人的には、今ご指摘もありましたけれども、非常にこれから行政の改革が求められてくる部分があって、もう片方では行革だという話があって、財政はこれから厳しくなる。そういう中でのこのマネジメントは非常に重要なのかなというところは、何かもう少し前面に、これは何か当たり前といえば当たり前の文章だけ残っちゃったんで、何か全然新味がなくて、箱の中が、これはなくてもいいような、話まですっきり整理されちゃったんで、白丸にも少し残っているんですけども、そういったその行政を変えていくんだと。執行機関としては今までの役割を前の方で、ちょっとすみません、保障役とか調整役というふうになっているというのは、ある部分では、例えばサービスの提供主体がおりますよということを書いていて、小さな政府を目指していくよと。その中でパートナーシップも言っているわけで、じゃあ執行機関はどういうふうな努力をするのかというのは、出てきたほうがいいんじゃないかなという、そんな思いがあります。ですから、それがその時流に乗った、マニフェストまでいっちゃうのか、あるいはもう少し手前で、本当に行政の経営とか行政の改革というのを頑張るんだというところは、もう少し書き込みというか、踏み込みが必要なのかなという感じがしておりますけど。

藤原委員 私も同じです。「執行機関は区民の最大の利益のために、各部署が情報を共有し、連携協力して、適正な公的サービスを迅速に提供するしくみをつくる責務があります」と書いたんですが、これはすべて執行機関の権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行をするということで対応するというふうにお答えなんですね。でも、それはもう当然、昔からあったことで、それに対応しているなら何で今までできないのというのがあって、やはりもっと書いてほしいなという実感です。

斎藤副会長 基本となる考え方が、その四角の中に移せるかどうかを検討して、少し膨らませていくということですね。

森田会長 そうですね、ごもっともなご意見だと思います。ただ、ここでもう一度文章をつくっているというのは時間的な余裕もありませんので、具体的に四角の中でどういう文章をつくるかというのは、事務局と私と斎藤先生にお任せいただきたいというふうに申し上げておきます。何を入れるかということにつきましては、この基本となる考え方の中に幾つか出ていると思いますので、それを少しチェックさせていただきたいと思います。

今の藤原さんのご意見というのは一番下の、区民がいわゆるたらい回しというのは、これは説明になっている部分ですね。資料第24号の4ページ一番下の3行ですね。これが入っているわけですね。この部分は「たらい回し」という表現がいいかどうかはともかくとして、先ほどのワンストップサービスというのはそれに対する反対ですけれども、そういう要素をもう一つつけ加えるということで、これはよろしゅうございますでしょうか。

松本委員 はい。これも確認なんですけれども、従来とどこがこれによって変わるかということがはっきりわかるようにお願いします。

森田会長 修正をとということですか。

松本委員 そうですね。期待します。そして、行政の縛りができるというこの区民憲章を、私は大変期待して、職員の方にもその辺を期待しておりますのでよろしくをお願いします。

森田会長 わかりました。

名方委員 せっかくですから。今は責務ということだけでしたけれど、逆に区長のリーダーシップとか、大胆かつ果敢に実行するような、そういう何か姿勢みたいな意図もぜひ一言入れておいていただければと思います。

森田会長 それはこれから申し上げようと思っていたところですが、つぎの6 - 2の区長の責務の方について申し上げますと、1番目の丸はともかくとして、2番目の丸が、その「選挙により区民の信任を得た執行機関の長として、区政の執行を通して実現すべき目標を具体的な数値で明らかにする」というのは先ほど申し上げましたように、区民のニーズにこたえる形で積極的に政策をつくっていくとあります。ここで明確な数値目標を入れたマニフェストをつくるとまでは書く必要はないかと思いますがけれども、それに近いニュアンスをというようなことになるかなと思います。

そして、その後につきましては、「目標の実現度を確認し」と、これも区民に対するいわゆる説明責任の話であろうかと思います。

3番目というか、一番下の丸が今おっしゃったことに関係するかもしれませんが、「執行機関のトップマネージャーとして、民間企業で見られる経営手法なども活用し」というのは、これはなかなか難しいところがあるかと思いますがけれども、改革の担い手のような形で効率的、効果的な行政経営を行いますということが趣旨だと思われるので、それを反映する形で少し肉づけすることでよろしゅうございますでしょうか。

松本委員 しつこいようですが、区長は行政機関のトップ、執行機関のトップではありますが、政治家ですよ。ということは、この議会の方に対するのは参考意見になっちゃいましたけど、区長はここに出ていますので、ぜひお願いしたいのは、やはりはっきりとしたマニフェストと、それからやはり評価まで、これはもうしっかり書いていただいているのではないかと思います。

森田会長 マニフェストをつくれということを書くかどうかということについては、その他の意見になるかもしれませんが、ご意見として伺い、配慮はさせていただきます。

では、ここはよろしゅうございますでしょうか。

では、7章の協働・協治の推進というところですが、ここはある意味で言いますとこの基本条例の1つの特徴をなすところかなと思います。今までのところが、どちらかといいますと基本的な枠組みと、あるいはそれぞれの主体の権利、そして責務を書いてまいりましたけれど、ここはむしろ、協働・協治の推進のためのプロセスといいますか、手続に関する規定を定め置いたところでございます。1節では情報の公開、2節では主体の参画、そして3節では意思の表明という形で提案をする権利、そして4節では推進体制という形で、かなりいろいろ議論があったのを整理をしていただいたところでございます。これは先ほどの各主体の権利、責務とやや切り口が違うものですから、重複する部分も先ほど申し上げたように少しございます。しかし、かなり整理をしていただいたところだと思いますし、ある意味で、一番議論を積み重ねてきたところだと思いますので、さらにここをこうすべきだというところがござましたら、ぜひどうぞ。

吉田委員 この点に関しては、私はこの7-2-2区への事業提案というところについて、これもたまたま12月の議事録を読んでまいりましたけれども、政策提案権という言葉を使ったり、大いに議論になっていたところかと思えますし、これは具体化できれば、かなり画期的、前進的な内容になるんじゃないかというふうに思うんです。ただ、この文言としては、ずっと始まりまして、この「提案に対しては、協働・協治の視点に立って対応することとします」というのはちょっといかにも弱いというか、具体的にどういうことなんだろうということがわかりにくいので、もちろんこの提案の内容であるとか、あるいは提案の要件であるとか、それをどう行政が受けとめるかという問題はあるんだろうと思うんですけれども、この文言をぜひ、もう少し具体的、あるいは実効的な文案にならないかなと思います。ちょっと私自身には今、具体的な文案はありません。

森田会長 対応することをもう少し具体的にという。何か、例えばこういう表現はというご提案はございますか。

吉田委員 私が考え得たのは、「区は、区民等が区政に関する具体的な提案ができるように努め、例えば提案を公開し、パブリックコメント等求めるとともに、検討経過、採用の可否等を明らかにする」というような文言を考えたんですけども、これは真意としては、少しでも実現に向かったの前向きな表現にならないかなということを、何か裏返しの表現になってしまったんです

けれども、そういう期待でちょっと考えました。

沼沢委員 これは具体的なイメージを描くと、非常に幅が持てる内容なんですね。例えば自分のうちの雪をどけてくれというような、そういった提案なんかもあるし、非常にそういう、それくらい自分でやってくださいよというような提案がもしあれば、それは協働・協治の視点に立ってお断りするということも実はあり得るわけで、何がこの7 - 2 - 2のこの条項に当てはまる具体的な提案なのかという、そのこと自体がまた非常に議論ができるわけです。ここは、具体的なイメージを区民憲章の段階でつくるよりは、もう少しレベルの下がった何らかの規則なり、あるいは同じ条例でもいいかもしれませんが、これをさらに具体化する何か下位の規定で、これを実現するためにはこういうものです。それでこういうものがここに当てはまると、まだそういう余裕を持っていた方が私はいいような気がしますので、少しここはアバウトな、この程度でいいのかなという、そういうふうに考えています。

吉田委員 一言だけ。私も実はそのようにも考えました。住民投票制度のように、事業提案制度というものを、別な形でつくった方がいいのかなという考えもあろうかと思えます。

森田会長 この問題は今もおっしゃいましたように、どういう提案が出てくるかということは想定できないのと、提案によっては区民の間の利害が、対立を招くものがあるわけです。これはだから、無制限に尊重せよということになりますとこれは大変なことになりかねないので、そのところでは対応するという表現がベストかどうかわかりませんが、そのニュアンスというものはご理解いただきたいというか、重要なところだと思います。

松本委員 全くおっしゃるとおりで当然だと思います。私はちょっと不思議だったんですが、具体的な提案というところで、公共的な提案と何で書かなかったのかなというふうに思っていました。公共的な提案、ただ「ああしろ、こうしろ」じゃなくて、千代田区のまちづくりのような、ああいう自治的に活動するよ、しようよというような、自分たちもこうやりたいというような、そういうイメージが私は欲しいんですけども、それをその他の提案の方に入れていただくだけで十分です。

それから、その前のページの23ページ。第2節の7 - 2 - 1ですね。沼沢委員の方から、先ほどの参画のところ、区は大変前向きに参画していくというふうにおっしゃっていましたので、せめてこの7 - 2 - 1は、文章として、「区は、その政策の立案、実施、評価の各段階において努めます」ではなくて、「ほかの主体の参画を図ります」ぐらいおっしゃってくださると、ちょうど沼沢さんがさっきおっしゃってくださった言葉になるのかなというふうに思います。

森田会長 沼沢さん、いかがですか。

沼沢委員 「参画を図ります」ですか。これは区政の中で、このすべての立案、実施、評価の段階に参画をとというのは、これは実際に言って無理ですね。非常に専門性の高い分野もあります。区民参画の現況調査というのを内部でちょっとやりました。いろいろ審議会や何かの中でも、区

民参画、公募委員の参画という形のが約4割弱、36%でした。その程度、3分の1強ぐらいが公募委員の方が入っているんですが、あとそうでないものはどんなものがあるかということ、介護保険の審査会、この人は介護度、要介護の3だとかというそういうものがありますね。それから国民健康保険だとかそういう、あと医療機関の関係だとか、かなり専門性を要するような会議があって、そこでいろいろな審査をしたり、立案をしたり、制度の設計をしたり、制度の設計の提案をしたりというようなことがあります。その場合に、他の主体、実はこれはいろいろありまして、医療機関なんかの場合は医師会があったりするんで、その参画を図るといのは、逆に区の方からお願いする場合もあるんですが、すべての場合にこの参画を図ることが適当かどうか、これは少し検討が必要なところがあるのではないかと思います。したがって、努力規定で努めますというのはそれなりに意味があるというか、つくる限界もありますよということでこれくらいの表現が適当ではないかなと思います。

森田会長 よろしいですか。

松本委員 はい。ここにはすべてのとは書いていないわけです。ですから、すべての政策にかかわるとは書いていないわけで、当然常識的にも無理なものは無理なわけですから、できることは参画を図りますというふうにおっしゃっていただく方がわかりやすいし、先ほどのおっしゃった内容に近いと思います。実際に協働とか参画とか言われていますが、現実には、実際の協働も参画もまだ行われていないと私は感じていますので、この言葉だけでも、もう一つ頑張っていたかないと安心できないという感じが実はあります。

森田会長 中身の問題はいろいろありますけれど、多分言葉の問題だとしますと、要するに、「参画を図るよう努めます」というのは、二重に努力がかかっているわけですね。だから「参画を図ります」でも、「参画させます」ではなくて、1回努力になっているわけですし、それを図るようにさらに努力をしますということになります。これはもっと言いますと、参画を図る方向で努力するように検討しますとかそういう言い方も、霞ヶ関の文章ではたくさんあるのですが、そのところが二重にする必要があるかどうかというのは1つ論点かなと思います。

松本委員 でも、言いたいことはわかっていただけだと思うので、あとはお任せします。

森田会長 その意味で言いますと、「参画に努めます」でもいいのかともいえます。

藤原委員 では、これをすべてのというふうにとって、恐怖を感じるんでしたら、その前段のところ、協働・協治の視点に立ってというのを入れたら、協働・協治が行われるときはというふうな感じになるんじゃないかと思うんですけど。

森田会長 ではそういう形で、それは異論ございませんね。

藤原委員 あと、先ほど言いましたけれども、決定は無理でも、形成ぐらいは入れていただきたいと思います。

森田会長 政策の立案、形成ですか。普通立案に形成も十分含まれていて、形成よりも立案の

方が範囲が広いというのが我々の理解です。

藤原委員 そうですか、立案という出すだけという感じが。

森田会長 形成というのはつくってしまうというところまで入らないわけではありませんけども、それならば形成にしますか。

藤原委員 だったら決定が一番いいんですけど、本当は。

森田会長 ですから申し上げましたように、決定の場合にはいろいろな問題が出てきます。では、立案、形成にしますか。でも立案の方が明確だという気がするんですが。

佐藤委員 僕が7章の執筆担当で、そこは少し迷ったんです。タイトルのところには昔の名残があると思います。政策形成、実施、評価等となっていたんですが、僕は分けるとすれば、立案、実施、評価で書き尽くしていると思って、文章の方をこういうふうに直しました。そこは議論があっただけなんですけど、これではタイトルと文案に齟齬が生じてしまっていると思います。

森田会長 それはどちらか見解を合わせないといけません。では、これは立案でよろしいんですか。形成ですか。

藤原委員 立案は今までも十分したんですが、立案した後がどうなっているのかわからないというのがすごく実感としてあるんで、やはり立案した後、ちゃんとその形成過程に参画させてほしいというのがあるんですけども。

松本委員 具体的には、例えば立案というか、こういう形でと言って提案したものが、考えた方としてはかなり違った形で戻ってきたときに、あなたたちが考えたことですよと言われることもあるわけなんですよ。

森田会長 言葉の問題だと思いますので、これも、どこまで範囲が入るかということ自体が、それが決まっていますので、そういう意味で言いますと、これもその他の意見で立案を形成にすべきだという意見もあったというふうにしたらどうでしょうか。立案、形成というところかなり重なるところがあると思います。

では、その他で出しましょうか。

佐藤委員 タイトルのところで形成・実施・評価等となっていますが、「等」というのは、入れるとすると、何があるのか説明できないといけないと思います。「等」というのは、これは要るんでしょうか。何か想定できるのなら入れてもいいですが。

森田会長 普通は書き切る場合に、タイトルで「等」をつけて、下の場合にもっとたくさん書いて並べるといふなら各段階ということになると思いますけれども、何でもなくて「等」というのはちょっと不自然ですね。

斎藤副会長 これも整理の各段階の整合性が取れていないものが残ってしまったということでしょう。

森田会長 では、四角の中に統一するということでやりましょう。

あとは、7章はよろしゅうございますでしょうか。

斎藤副会長 7-2-2の先ほどのご提案ですが、このように非常に幅広い提案を持たせた形のままでパブリックコメントにするか、それとも公共的、あるいは協働・協治的な提案を念頭に置いているんだというのは、それはどちらがいいですかね。

森田会長 公共的なというのを入れるということでもいいのでしょうか。

斎藤副会長 そうするとそれに連動するんですが、タイトルで事業提案というのはそれでいいのでしょうか。事業提案というと、それこそ自分の家の前の何かをどうしてくれというような、どっちかという箱物などの事業提案が想定あれまいでしょうか。

区への提案制度とか、何かそういう形で事務局で調製して下さい。

森田会長 特にご異論がなければ、一任いただいて事務局でお願いします。

山田委員 7章だと思いますので、今度3節の話をしていいですか。意思の表明を入れていただいて、あと非常に苦労をされながら入れていただいて非常にありがたいなと思ったんですが、7-3-3、26ページでお伺いしたいんですけど、やはり選挙の投票というので、積極的に意思の表明をすべきだというものは、なかなかこういう中身の立て方の中にはなじみにくいんでしょうか。この辺はどうなんですか。

森田会長 だれがお答えするのか。事務局の方で何かお考えは。

久住幹事 一般的に法律で規定されている部分と重複するのかなという議論もあったものから、その他の意見のところでは、ちょっと言葉を足して、選挙投票による意見表明を項目として設定するとともにこういうことを盛り込むべきと考えますという意見もありましたということにしようかなとは思っていたんですが、ちょっと法律的な部分と重複が出てしまうかなというところで、その他の意見というところで書かせていただきました。

斎藤副会長 国の法律で、選挙については書き切ってしまうというのが普通の考え方なので、何か独自のものを加えるというのは、前の首長の責務のところでも議論しましたけれども、なかなか難しいです。独自のものを入れないんだったら全くの繰り返しになってしまいますのでということだと思います。

山田委員 選挙というのは権利としての位置づけはあると思いますけれども、これは積極的な市民の意思表示は責務みたいな形で出せないのかなと思ったんですけども、そこら辺はだめなんですか。

斎藤副会長 国によっては義務づけているところもありますが、日本国の法律のレベルで、別に投票に行かないということについてペナルティは科していませんね。そこにごく薄くても責務なんだという独自のものを加えると、それとの問題が正面から出てくるとは思います。

森田会長 お気持ちはわかりますが、文京区民は選挙に行くように努めなければいけないと書くと、書いてどうなるということ、書くことの意味その他を考えますと、余りにもそれは当然

といえば当然のことなのでなかなか難しいなという気がします。

山田委員 協働・協治の参画の非常に重要な要素になるのかなと。

松本委員 住民投票なんですけど、現実的には本当に機能できないような制度ですので、この程度でいいかなというふうにこれを考えたときには思ったんですが、今までの中間のまとめを見ていますと、やはりちょっと心もとない、要するに住民投票になる前に、ちゃんとうまくいってれば何も住民投票は要らないんじゃないかという甘い考えがあったんですが、やはりもう一つしっかりと文京区の住民投票というのを考えた方が、私はいいような気がしてきました。

森田会長 重要だということを考えること自体はここでも否定されているとは思いませんけれども、それ自体が大変大きな、それこそ議会のあり方などにもかかわることですので、この基本条例ではそこまで詰めないで、むしろ別の条例でもう一度きちっとやっていただきたい。しかし、ここでは設けることができますというふうに書いてありますけども、それ自体を否定しているわけではないという趣旨ですので、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議会の責務のところはいかがでございますでしょうか。これは位置づけそのものの問題ですけども。どなたかいかがですか。

藤原委員 すみません。議会に進む前に、ちょっと7-4-3の、協働・協治推進のしくみのところで、余りにもこれだとさらっと行き過ぎているので、もうちょっと具体的に、例えば、4-4でいう育成とか、あと7-2-4の事業提案とかを合わせて、フォーラムというか、協働・協治を推進するためのフォーラム、広場というんですか、そういう場をつくるというのを入れられないでしょうか。

森田会長 確かにそのフォーラムというご提案がありまして重要だと思いますけれども、これは基本条例というのは何十年にもわたって、基本的な原則になるものですから、いろいろな形のフォーラムの類似のようなものが考えられるのではないかと。そういうことを考えたときに、それも受け皿となるような形でしくみという、これはしくみづくりを進めますというのは宣言ですから、条例の条文にしたときにどう書くのかというのは「しくみをつくるように努めなければならない」というふうに書くのかなという気がします。

藤原委員 しくみというと、全体のしくみのような気がするんですけど。

森田会長 ですから、もしそういう意味でもうちょっと具体化するとしたら、このしくみという言葉か、どういう言葉が、制度という言葉がいいのか、組織という言葉がいいのか。その前にもう一言何か形容詞がつけば、修飾語がつけばもう少し具体化するかなという気がします。

藤原委員 各主体による意見交換とか情報や意見の交換の場を設置するみたいなのも無理ですかね。

森田会長 これは、ここは出ておりませんが、主語は区になるはずですので、そういう形で表現ですることになるかと思えます。

基本となる考え方のところでもう少し反映できればということによろしいでしょうか。

議会の方は、一応こういう位置づけでよろしいでしょうか。

山田委員 個人的には、参考意見じゃなくてちゃんと中に入れてほしいなと思っています。まず、この今回の資料の22号の表紙を見ていただければ、これはあくまでも区民会議の提案であって、執行機関が提案しているわけじゃないですから、区民会議としては、別に議会に対して遠慮する必要もないのかなという気もするんですけども。そこら辺はいかがですか。

名方委員 ですから、区議会の責務を本文に入れて、参考意見と書いておけばいいんじゃないんですか、ここについては。それの方がすっきりすると思いますけども。後ろに載せるんじゃないかと。

斎藤副会長 本来の5章の位置に入れて、参考意見と表示するということですか。

名方委員 ばあっと入れておいて、参考意見と。

山田委員 すみません。これ自身は提案なんですよね。これ全部が提案なので、あえて参考意見というふうにしなくてもいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがですか。

森田会長 これは筋論としてはごもっともだと思いますけど、私自身としては、1つは、この5章の部分は空白にして、参考意見として28ページ以降に示しましたと書いて、このところその他の意見として、この部分に明記すべきであるという意見があったと書くか、あるいは今ご提案がありましたように、その逆でここに書いて、議会の自主性を重んじてとか、配慮してということで、この部分については末尾において参考意見とすべきであるという意見があったというどちらになるというふうには思っています。

山田委員 これは一般の区民の人に中間ということで出すわけで、そういった配慮というのはどこまで読めるかと考えると、1つの提案の起承転結ということで言うと、中に入ってきてざっと見ていただいて意見をいただくというのが一番ナチュラルかなと思うんですけど。

森田会長 ただ、そうだとしますと、本来はこの区民会議で区民憲章を議論すること自体がやはり議会の意見も入れながらやらないと、完全に区民に対して、区全体を代表した形での意見の提案というのにはちょっとならないのかなという気がします。そのところが悩ましいところでございます。

山田委員 それは多分区民会議のメンバーがどういう構成かというのを見ていただく中で理解していただいて、それを前提に提案されているんだという解釈でいいんじゃないかなと。

森田会長 いかがでしょうか。ここに、5章の定位置に書けというご意見の方が、今のところは声が大きいようですけども。

沼沢委員 これは、確かにこの、森田会長が言われるように、区の憲法的な性格を持つものですから、確かに議会についても議論をすることについては全く否定されるべきじゃないと思いますが、区議会の方では、議会運営委員会で検討をしているということですよ。

うに、選挙で区議会の方は選ばれた議員によって構成されているという、その点は何らかの自主性を重んじていいのではないかなと考えております。

この区民会議の中には、各種の団体から推薦していただいた方とか公募委員がいらっしゃるわけですが。そういう人たちから見ると、ある意味で議会も区長も等距離かもしれません。例えば町会についていろいろ話題になったときに、お二人の町会長さんが何かいろいろ意見を言う。それで非営利団体の話題になったときは、それを経験している方がいろいろ意見を言っているということで練り上げてきたものなんですけれども、区議会議員のその当事者が全然この場で発言しないでまとめるという点が、少し私としては気になるんで、やはりここは、ちょっと別扱いにした方がいいのかなというのが私の意見でございます。

森田会長 そうですね、今の沼沢さんの意見を少しサポートしますと、少なくとも、この会議をつくること自体について区議会の方の了承は別に得ているわけじゃないでしょう。

沼沢委員 事実上は得ていますが。

森田会長 事実上得てはいますが、正式にはどうでしょうか。

松本委員 その他の意見として結構ですが、文京区の議員さん達はいへん進んだ考え方をしているから、この区民会議の提案も、参考意見として喜んで、受け入れてくれるはずだと私は思います。又、そうであってほしいですから、それを楽しみにしています。

藤原委員 すみません。単純な疑問なんですけど、議員さんたちは、これを後で議会で検討なさるわけですよね。そのときには区長の役割とか責務とか、そういうことも全部議員さんは検討なさるわけですよね。当然自分たちの区議会のことみなさるわけですから、そういう意味では同等に、区長のこと議員さんは検討なさるわけですから……。

森田会長 区長が提案する条例については、区議会に審議権があります。そのかわり、自治法上、区長が拒否できる場合もあります。

斎藤副会長 議決が違法であるとかいろいろの場合に、は区長が拒否できるという場合もあります。

森田会長 そういう意味ですと、まさに権力分立ですから、両方がチェックし合うという仕組みになっています。必ずしも両方の合意のもとでつくられたこの区民会議ではないということ、執行機関としての提案だということがあります。

なかなかすぐに結論が出るとは思えませんので、最終的な取り扱いは私の判断にお任せいただけませんか。その場合に、その他のところで両案意見が出て、会長の判断でもってこうしたというふうに書かせていただいてもいいと思います。

ということで、よろしゅうございますでしょうか。

またお持ち帰りになって、ご意見等お気づきの点、特に表現等で、こことこは矛盾しているじゃないかというようなところがございましたら、事務局の方にお知らせいただければと思います。

その辺につきまして、大きなところについては、またメールとかそのほかの方法でご意見を伺うことはあるかと思えますけれども、そうでない限りは、私と斎藤先生と事務局にお任せいただければと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

長時間にわたってどうもありがとうございました。

それでは、事務的な連絡等について、お願いいたします。

久住幹事 3月の15日に、区報特集号でお知らせするとともに、これについては冊子をつくって各公共施設で配布いたします。その関係で、来週ぐらいまでには原稿を確定したいということで、ご協力をいただきたいと思えます。

それから、第9回の会議なんですが、5月の初めまでパブリックコメントをかけたいと思えますので、5月の27日か、6月の3日、木曜日ということだとそのくらいかなというふうに思っています。それが一点。

日程につきましてはもう一点、4月の24日、もしくは25日にご都合のつく方においでいただいて、区民説明会をやりたいと考えています。夜の区民説明会を順次やっていこうと思っておりますが、それは事務局で対応いたしますが、土曜日、日曜日で、半日使って区民説明会というのは、ぜひ皆様方においでいただきたいと思っております。

それから、これまでいろいろなお議論をいただきましたので、3月4日か2月の26日ぐらいにぜひ中間のまとめ作成記念パーティーを、打ち上げをやってはどうかというの、3つの日程のご提案です。

森田会長 第9回の会議は、私たちの方はまだ大学の方でスケジュールが確定していないものですから、また少したってからお願いいたします。

4月の説明会の方は皆さんどうぞ。懇親会は、申しわけありませんけれども私はこれは両方も都合がつかせません。皆さんで懇親をしてください。

久住幹事 そうしましたら、まだ先の話になりますので、懇親会の日程だけでも決めていただければ。それと、パブリックコメント等につきましては、メールマガジンなり中間のニュースみたいなものを小まめに発行して、皆様方との連絡をしていきたいというふうに考えております。

斎藤副会長 私は3月4日なら何とかかなと思うんですが。

久住幹事 では、先生を優先して、3月の4日でということで。また13階の職員食堂の方をとりたいと思えます。またこちらについてはご連絡を差し上げますので、手帳の方に日程等を入れておいていただければと思えます。

森田会長 楽しんでください。

それでは、本当に長時間にわたりまして、実に充実した審議をありがとうございました。これで第8回の区民会議を終了いたします。本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

「閉 会」(21:17)